

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準

令和3（2021）年3月
国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に
配慮した建築設計標準

令和3（2021）年3月

国土交通省

はじめに

2014年1月に障害者権利条約の批准、2016年4月に障害者差別解消法の施行、2013年9月の2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催決定を契機として、全ての国民が共生する社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指し、全国においてバリアフリー化を加速させ、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めているところである。

また、東京大会開催に向けて、2013年6月に国際パラリンピック委員会（IPC）が制定したアクセシビリティガイドを踏まえ「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」が2017（平成29）年3月に策定された。同時に、2017年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画（以下「行動計画」という。）」が策定され、「東京大会に向けた重点的なバリアフリー化」と「全国各地において、高い水準のユニバーサルデザイン化を推進」すること等が閣議決定された。こうした状況を踏まえて、国土交通省においては、2017年3月に建築設計標準の改正等を行った。

さらに行動計画において「バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、2017（平成29）年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る。」ことが盛り込まれた。これを受けて、国土交通省では、2017年3月に学識経験者、障害者団体等で構成される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を設置して、見直しの方向性について継続的な議論を行い、2018年5月に12年ぶりにバリアフリー法の改正を行い、基本理念として「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の明確化、「心のバリアフリー」として高齢者、障害者等に対する支援を明記した。

さらに、2020年5月には、共生社会の実現に向けた機運醸成を受け、ハード面のバリアフリー化とともに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト施策等を強化するために更なる議論を進め、施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校を追加する等の重要なバリアフリー法の改正を行い、2021年4月から全面施行される。

国土交通省としては、東京大会を契機に、共生社会の実現を東京大会の最大のレガシーの一つとすべく、ユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリーをはじめとする諸施策に省をあげて取り組んでいくとともに、大会後も見据え、全国各地における高い水準のバリアフリー化を進めていくこととしている。

このような背景から、建築分野においてより一層のバリアフリー化の取組が求められており、今回改正される建築設計標準が広く活用されることにより、全ての人にとって使いやすい建築物の整備が図られ、誰もが安心して快適に利用できる環境を実現することが期待される。

2021（令和3）年3月

目 次

建築設計標準の主旨と今回の改正について

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

- 1. 1 バリアフリー法の概要-----1-1
- 1. 2 建築物におけるバリアフリー法への対応-----1-4

第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

- 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方-----2-1
- 1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント-----2-26

第2章 単位空間等の設計

- 2. 0 第2章の見方-----2-43
- 2. 1 敷地内の通路-----2-44
- 2. 2 駐車場-----2-57
- 2. 3 建築物の出入口-----2-67
- 2. 4 屋内の通路-----2-79
- 2. 5 階段-----2-88
- 2. 6 エレベーター・エスカレーター-----2-94
- 2. 7 便所・洗面所-----2-110
- 2. 8 利用居室の出入口-----2-151
- 2. 9 客室-----2-157
- 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室-----2-192
- 2. 11 劇場、競技場等の客席・観覧席-----2-203
- 2. 12 店舗内部-----2-215
- 2. 13 避難設備・施設-----2-232
- 2. 14 造作・機器-----2-238
 - A. 手すり-----2-238
 - B. 段差解消機-----2-241
 - C. カウンター・記載台・作業台・事務机等-----2-245
 - D. 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）、ATM-----2-248
 - E. コンセント・スイッチ類-----2-251
 - F. 乳幼児用設備-----2-252
 - G. 案内表示-----2-256
 - H. 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備-----2-266
 - I. 情報伝達設備-----2-276
- 2. 15 写真の出典-----2-279

第3章 基本寸法等

3. 1	主要寸法の基本的な考え方	2-285
3. 2	車椅子使用者の寸法	2-286
3. 3	杖使用者の寸法	2-290
3. 4	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について	2-291
3. 5	便房内操作部の器具配置の概要	2-293
3. 6	段差解消機関連告示	2-295
3. 7	案内用図記号	2-298
3. 8	国際シンボルマークの形状及び使用	2-299
3. 9	床の滑り	2-301

第3部 設計事例集

1	静岡県立浜松大平台高等学校	3-2
2	西葛西・井上眼科病院	3-4
3	国立競技場	3-6
4	広島市民球場	3-8
5	刈谷市総合文化センター	3-10
6	カスミ筑波大学店	3-12
7	アイン薬局 桜川店	3-14
8	富士レークホテル	3-16
9	京王プラザホテル	3-18
10	ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田	3-20
11	いしかわ総合スポーツセンター	3-22
12	木曽路 春日部店	3-24
13	麺屋 淳陸屋（じゅんぺいや）	3-26
14	Meets Smile（理容所）	3-28
15	川口市駅東口地下駐車場	3-30
16	坂戸駅北口公衆便所	3-32
17	音羽山清水寺	3-34
18	善光寺	3-35
19	築地本願寺	3-36

付 録

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示
----- 付-1
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ----- 付-1
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄） 付-27
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律施行規則（抄） ----- 付-37
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令 ----- 付-54
 - ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 ----- 付-55
 - ・ 建築物に関する告示 ----- 付-63
 - ・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針 ----- 付-81
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条に基づく
地方条例の概要（2020年9月現在） ----- 付-102
- 3 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に
関する検討会及び小規模店舗WGについて ----- 付-108
- 4 小規模店舗に係る建築設計標準 ----- 付-111

建築設計標準の主旨と今回の改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

さらに、建築物の用途や規模にかかわらず、より一層のバリアフリー化が進められるように、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等で構成する検討会を立ち上げ、社会の状況変化や関係者のご意見を踏まえ「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を継続的に改正してきたところである。

(1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容や望ましい整備内容等を、図表や設計例を交えて解説している。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

なお、本建築設計標準においては、次のような考え方で記述を分けている。

「～とする。」：主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた標準的な整備内容等であり、積極的に備えることが求められるもの

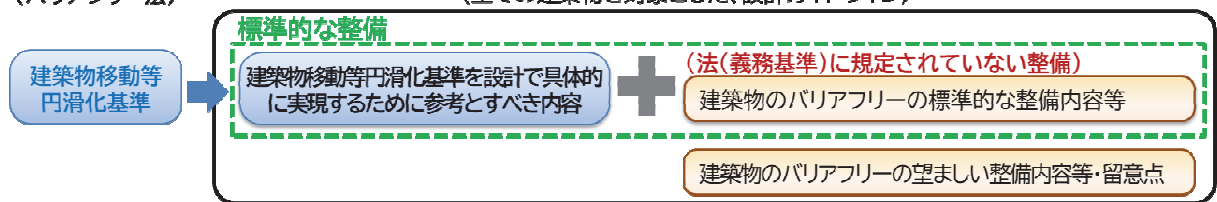
「～望ましい。」：上記の標準的な整備等を行った上で、さらにより安全かつ円滑な移動等の実現とともに、利用者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましいもの、又は施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの（バリアフリー法における移動等円滑化誘導基準も含まれる）

○建築設計標準の位置づけ(法令との関係)

法に基づく基準 (バリアフリー法)

建築設計標準

(全ての建築物を対象とした、設計ガイドライン)



(2) 今回の改正の背景と目的

前回2017(平成29)年3月の建築設計標準の改正から4年経ち、その間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への準備、2019年3月のホテル又は旅館におけるバリアフリー建築設計標準追補版の改正、2018年と2020年のバリアフリー法改正(基本方針の改正、ホテル・旅館の客室設置基準の強化、公立小中学校の義務化、心のバリアフリーの施策強化)等により、共生社会の実現に向けた取り組みが推進され、建築物の一層のバリアフリー化が求められている。このような背景から、高齢者・障害者等の社会参加や外出等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要は特に高まっており、用途や規模にかかわらず、建築物の新築や改修においてバリアフリー化することが強く求められている。

これらを踏まえて、利用者の目線に立ち、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、下記に示す主な改正内容を検討会及び小規模店舗WGで議論し、とりまとめを行った。

[主な改正内容]

① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ・ 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ・ 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ・ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ・ 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
- ・ 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
- ・ 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し

③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- ・ 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- ・ 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を追加

今回の改正は、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定により、「障害」とは個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「社会モデル」の考え方に立脚している。

（３）建築設計標準の構成と使い方

高齢者や障害者等の円滑な移動等の設計上の配慮について、建築設計標準により広く活用され、設計者等の更なる資質の向上を促すことで、全ての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。また、全ての人にとって使いやすい建築物の整備にあたり、建築設計標準は、設計者及び建築主の企画・設計の実務や施設管理者の施設管理・改修、行政によるバリアフリーの推進等に広く有効活用していただくための手引きとなるよう策定したものである。

このため、建築物における個々の計画の背景、用途等の特徴、目標設定（利用対象・営業形態等）や諸条件に応じて、設計者、建築主、審査者、施設管理者等のそれぞれの立場で建築設計標準を参照しながら、建築物のバリアフリー化に向けてハードとソフトを組み合わせた対応が望まれる。特に不特定多数の者が利用する建築物を建築する際の計画・設計においては、規模にかかわらず、建築主及び設計者等のバリアフリー対応の意識を高く持ち、利用者の視点で積極的に取り組んでいくことが重要である。（具体的な活用イメージは、「第２部第１章高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について」を参照のこと。）

建築設計標準は、第１部で「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律について」について解説し、第２部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準は「第１章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について」、「第２章 単位空間等の設計」、「第３章 基本寸法等」の３つの章立ての構成となっている。「第３部 設計事例集」は、建築設計標準に添付する設計事例集であり、建築物全体としてバリアフリー対応の優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかなバリアフリー設計上の配慮事項等について参考となる取り組みを紹介している。

なお、「第１部及び付録のバリアフリー法関連」は、設計者、建築主、施設管理者等の実務に向けたセルフチェック、「小規模店舗に係る建築設計標準 概要版」は、ビルオーナーや店舗関連の事業者や従業員等に小規模店舗のバリアフリー化に必要な整備等をよりわかりやすくご活用いただけるものとしている。

用語の定義

建築設計標準で用いる用語の定義は、以下の通りである。

- ・ バリアフリー法： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号、最終改正 令和2年5月20日法律第28号）をいう。
- ・ 特定建築物： バリアフリー法第2条第16号に規定する学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物等をいう。
- ・ 特別特定建築物： バリアフリー法第2条第17号に規定する特別支援学校、官公舎等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。
- ・ 建築物移動等円滑化基準： バリアフリー法第14条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 建築物移動等円滑化誘導基準： バリアフリー法施行令第17条第3項第一号に規定する建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 主要な経路： バリアフリー法施行令第18条第1項に規定する「移動等円滑化経路」をいう。
- ・ 利用居室： バリアフリー法施行令第18条に規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の 促進に関する法律について

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

1. 1. バリアフリー法の概要

総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定された。（2006（平成18）年6月21日公布、12月20日施行）

（1） 法律の趣旨

バリアフリー法では、高齢者、障害者（身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとしている。

（2） 法律の基本的な仕組み

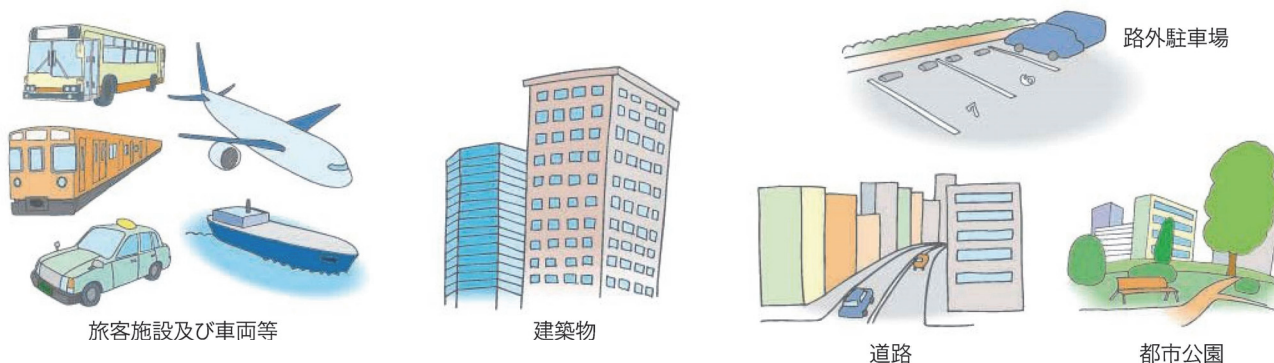
① 基本方針の制定

バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（2006（平成18）年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）が制定されている。2006（平成18）年の制定後、2011（平成23）年、2018（平成30年）、2020（令和2年）に改正が行われ、移動等円滑化の新規目標の設定、施設設置管理者が講ずべき措置の充実、基本構想策定の促進等の改正が行われている。

② バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バス等の車両等）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主等の施設設置管理者に対して、施設等ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合が義務付けられている。

また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されている。



出典：バリアフリー新法の解説 パンフレット（国土交通省・警察庁・総務省）

③ 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想

ア. 市町村による移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成

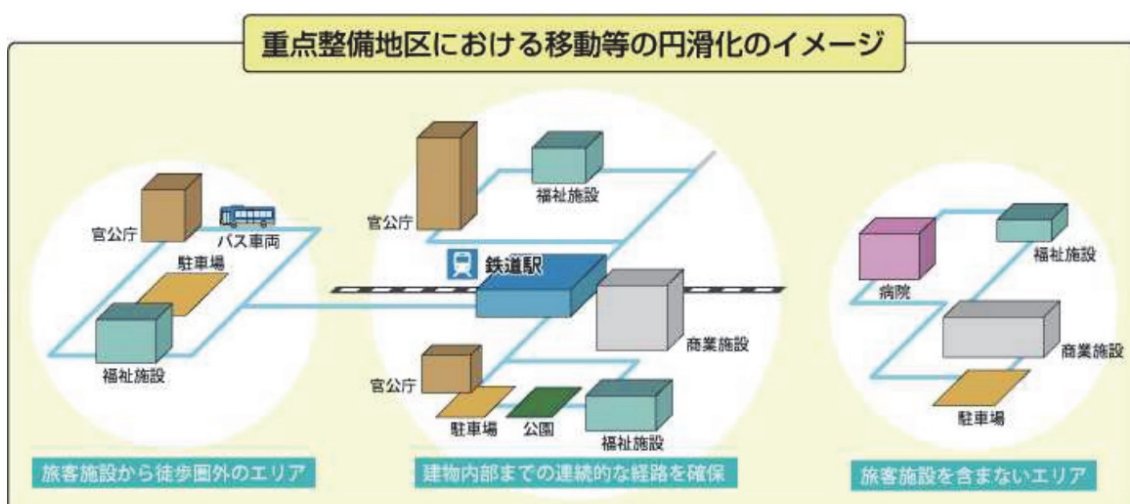
市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（以下「移動等円滑化促進地区」という。）において、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本計画（以下「基本構想」という。）の作成につなげていくため、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す「移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という）」を作成することができる。現在、「マスタープラン」は8市町村で作成されている。（2020（令和2）年6月30日時点）。

イ. 市町村によるバリアフリー基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（以下「重点整備地区」という。）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。現在、「基本構想」は304の市町村（469の基本構想）で作成されている（2020（令和2）年3月31日時点）。

ウ. 基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主等の施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施することとしている。



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
（国土交通省総合政策局安心生活政策課）

④ 住民参加と意見の反映

マスタープラン又は基本構想を作成しようとする市町村は、マスタープラン又は基本構想の作成に関する協議や、マスタープラン又は基本構想の実施に関する連携・調整を行うための協議会を組織することができる。また、市町村は協議会に参加しない利害関係者からも広く意見を聴くための措置を講ずることとされている。

また、住民等は、市町村に対してマスタープラン又は基本構想の素案を提示することにより、マスタープラン又は基本構想の作成等を提案することができる。

⑤ 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

ア. 「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者、障害者等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が国（地方公共団体）の責務とされている。

イ. 「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」が、国（地方公共団体）や国民の責務とされている。

⑥ 移動等円滑化経路協定と移動等円滑化施設協定

移動等円滑化促進地区及び基本構想で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物等の連続的なバリアフリー環境を安定的に維持するために、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として、また、案内所その他の移動等円滑化に資する施設のバリアフリー環境を安定的に維持するために、施設の整備や管理に関する事項を移動等円滑化施設協定として、その土地所有者等の全員の合意により締結することができる。

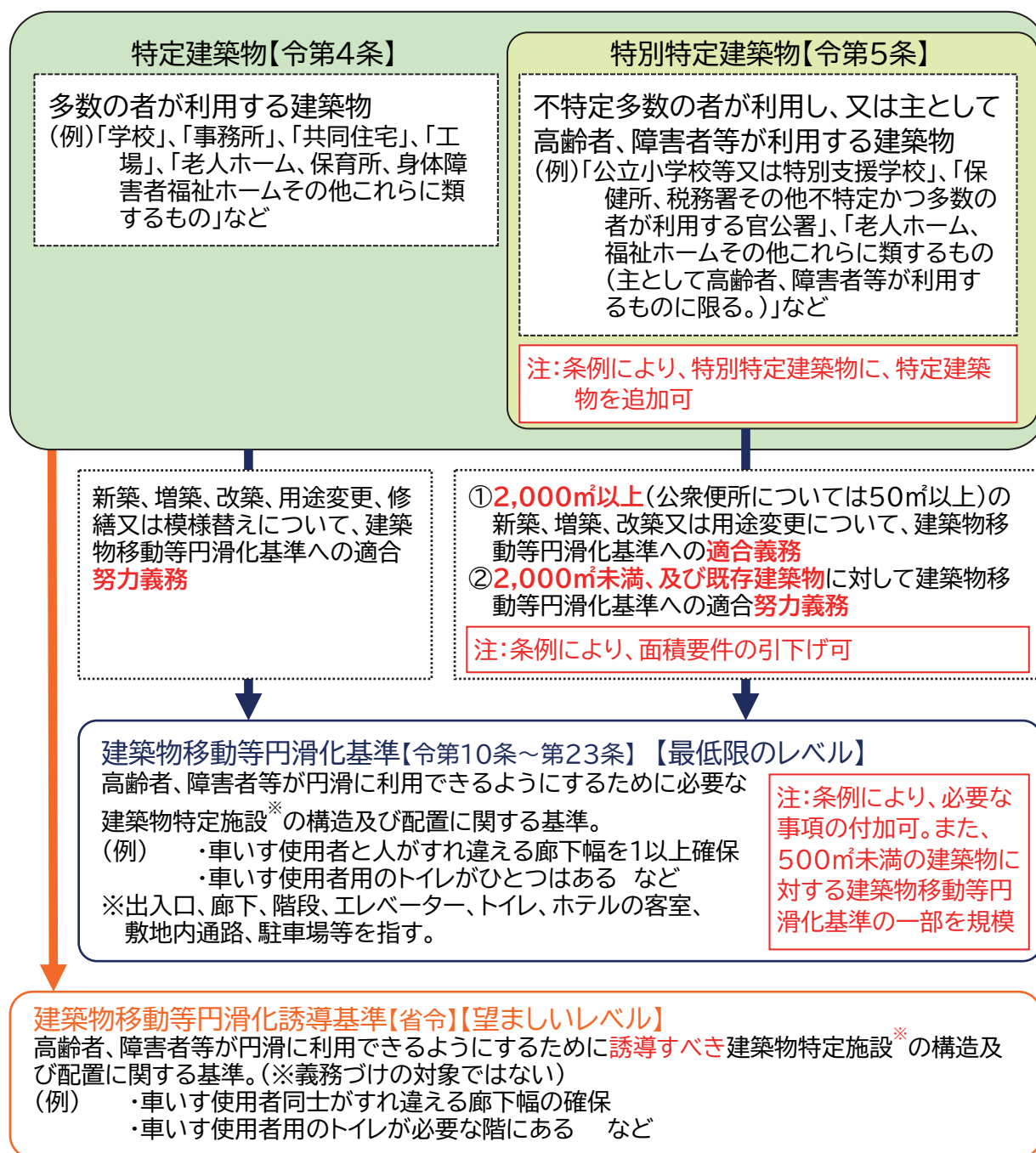
なお、協定は市町村長の認可を受けなければならない。これにより、継続的に協定内容が効力を発揮することができるようになっている。

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

(1) 建築物に関するバリアフリー法の仕組み

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

○バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口		
○主な基準		
	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上		
		

廊下等		
○主な基準		
	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり		
		

傾斜路		
○主な基準		
	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※2
傾斜路の幅	120cm以上※1	150cm以上※2
※1 低位部分は適用除外 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり		
		

エレベーター及びその乗降口ビー		
○主な基準		
	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降口の広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準（適用除外あり） ※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る		
		

便所		
○主な基準		
	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上
		

※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備 等

(2) バリアフリー法の対象となる建築物

バリアフリー法では、多数の者が利用する建築物を特定建築物、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物のうち、移動等円滑化が特に必要な建築物を特別特定建築物と定義している。特別特定建築物の2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）の新築、増築、改築及び用途変更では、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。条例により、義務付ける対象の建築物の対象用途や規模を付加することができることとしており、地域の実情に即して、バリアフリー化を推進しているところである。

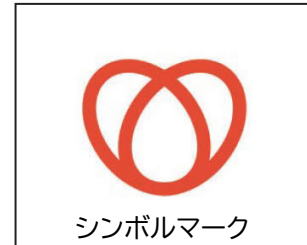
特定建築物	特別特定建築物
1. 学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 事務所	8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
13. 博物館、美術館又は図書館	12. 博物館、美術館又は図書館
14. 公衆浴場	13. 公衆浴場
15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14. 飲食店
16. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18. 工場	
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21. 公衆便所	18. 公衆便所
22. 公共用歩廊	19. 公共用歩廊

(3) 認定のメリット

バリアフリー法第17条に基づく認定を受けると、以下のメリットがある。

① 表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利なものであり、バリアフリー法では認定特定建築物やその利用に関する広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することが可能である。



② 容積率の特例

高齢者、障害者等に利用しやすくするためには、便所や廊下などの面積が増えることもある。バリアフリー法では延べ面積の1/10を限度に、容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることが可能である。

③ 補助制度

【バリアフリー環境整備促進事業】

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

・ 交付対象事業者：地方公共団体、民間事業者、協議会等

・ 交付内容：

■移動システム等整備事業

基本構想等の策定、屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）、建築物の新築・改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等

■認定特定建築物建築事業

屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）、屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等

・ 交付率：

地方公共団体又は協議会等が施行者の場合

国：1/3、地方：1/3

民間事業者が施行者の場合

国：1/3、地方：1/3、民間：1/3

(4) 地方条例について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能である。

- ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（共同住宅等）を追加すること
- ・義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- ・建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

※条例で義務付け対象規模を500㎡未満に設定した場合、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう、一部の規定を除き条例で定めることが可能。

ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

なお、近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。

2020年9月時点でバリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している都道府県は、岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県の14都府県である。また、市区町村では、東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市の6市区である。

本建築設計標準の付録には、条例を制定している20地方公共団体の条例の概要について、掲載している。

(5) チェックリスト

① 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

〇一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第11条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ¹	
階段 (政令第12条)	①踊場を除き、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか ④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか ⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ² ⑥主たる階段を、回り階段としていないか(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く)	
傾斜路 (政令第13条)	①勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか ④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ³	
便所 (政令第14条、 告示第1496号)	①車椅子使用者用便房を1以上、設けているか (1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか (2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか ②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房(オストメイト対応)を1以上、設けているか ③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか	

¹ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

² 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

³ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第三)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (告示第1495・1496号)	①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100(端数は切り上げ)以上設けているか	
	②車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
敷地内の通路 (政令第16条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	③傾斜路	—
駐車場 (政令第17条)	①車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか	
	②車椅子使用者用駐車施設	—
	(1)幅は350cm以上であるか	
標識 (政令第19条、省令第113号)	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	—
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
案内設備 (政令第20条、告示第1491号)	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか	
	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (政令第21条)	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ⁴	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ⁵ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

⁴ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

⁵ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
(政令第18条第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第18条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (政令第18条第2項第三号)	①幅は120cm以上であるか ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (政令第18条第2項第四号)	①幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか ②勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のものの場合は1/8以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第五号、告示第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠の奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	－
	(1) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ⁶	－
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第18条第2項第六号、告示第1492号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	

⁶ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第1494号)

○移動等円滑化経路（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 （政令第18条 第2項第七号）	①幅は120cm以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか	
	(2)勾配は、1/12 分以下であるか（高さが16cm以下のもの場合は1/8 以下）	
（政令第18条第3項）	(3)高さ 75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場を設けているか(勾配 1/20 以下の場合は除く)	
	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。	—

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

② 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

〇一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (省令第2条)	①出入口 (②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	②直接地上へ通ずる1以上の出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (省令第3条、 告示第1488号)	①幅は180cm以上であるか (50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は140cm以上)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか ⁷	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか	
	⑥突出物を設けていないか (視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く)	
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか	
	⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。	
階段 (省令第4条、 告示第1489号)	①幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか	
	③踏面の寸法は、30cm以上であるか	
	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ⁸	
	⑨主たる階段を回り階段としていないか	

⁷ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

⁸ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (省令第5条)	多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る)を設けているか ⁹	
傾斜路 (省令第6条、 告示第1488号)	①幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ¹⁰	
	⑧①～③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	

⁹ 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。(告示第1488号第二)

¹⁰ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第三)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター (省令第7条、 告示第1487号)	①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか	
	②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	—
	(1) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 160cm以上であるか	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は 90cm以上であるか	
	(8) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの ¹¹	—
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	

¹¹ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第 1486 号)

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (省令第8条、 告示第1485号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものであるか	
	(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に止止めを設けたもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
便所 (省令第9条)	①各階の便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房(オストメイト対応)を設けているか	
	②階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設けているか	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか	
	④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤便所内に、腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上、設けているか (当該便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合のみ)	
ホテル又は 旅館の客室 (省令第10条、 告示第1484号)	⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか。	
	①客室総数が200以下の場合には客室総数の1/50以上、客室総数が200を超える場合は客室総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	②車椅子使用者用客室の出入口	－
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④車椅子使用者用客室の浴室等(同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	－
	(1)車椅子使用者用浴室等	－
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	－
	(ア)幅は80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (省令第11条、 告示第1488 号)	①幅は180cm以上であるか(段がある部分及び傾斜路を除く)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	(2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	(3)踏面の寸法は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
駐車場 (省令第12条)	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配が1/20を超えるものに限る。)	
	(4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	(5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)～(3)は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	—
浴室等 (省令第13条)	⑧①、③、⑤、⑥(1)～(3)の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	①全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数の1/50以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1)幅は350cm以上であるか	
標識 (省令第14条)	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
	①1以上の浴室等	—
	(1)車椅子使用者用浴室等	—
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
浴室等 (省令第13条)	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	—
	(ア)幅は80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
標識 (省令第14条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	—
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか	

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
案内設備 (省令第15条、 告示第1483号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (省令第16条)	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ¹²	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか (進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ¹³ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

¹² 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

¹³ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

バリアフリー法制定までの経緯と法改正

① ハートビル法（1994（平成6）年）の制定

1994（平成6）年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。

また、2002（平成14）年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。

併せて、2000㎡以上の特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

② 交通バリアフリー法（2000（平成12）年）の制定

2000（平成12）年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー*化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づいて、鉄道駅等を中心とした一定の地区における周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

【キーワード】本文で*をつけた言葉

● バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず様々な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

③ バリアフリー法の制定

ハートビル法や交通バリアフリー法の制定後、我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進され、一方、高齢化や国際化が進む中で、ビジネス・観光など様々な分野で、高齢者や外国人を含むすべての人が対等に社会参加ができるしくみづくりが重要になってきた。

これらの変化等を受けて、2005（平成17）年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめる議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化の取組の重要性が指摘された。

また、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

またハード面の整備だけでなく、国民一人ひとりが、高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動や施設の利用に不可欠な「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、バリアフリーに関する法制度について検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が第164回通常国会において成立し、2006（平成18）年6月21日に公布、12月20日から施行されることとなった。

2013年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等を契機に「共生社会」の実現に向けた取り組みが推進され、2018（平成30）年には、基本方針の改正や車椅子利用者用客室の設置数に係る基準強化等を行い、2020年（令和2）年には、公立小中学校をバリアフリー基準適合義務の対象に追加した。

第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準

第1章 高齢者、障害者等に配慮した 環境整備の促進について

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

(1) 全ての人に使いやすい建築物の計画、設計について

① 全ての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物の設計では、可能な限りあらゆる人々の利用を想定しておくことが望まれる。
- ・全ての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動する全ての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことである。
- ・その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物で、全ての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。
- ・建築物の整備あるいは改修において、全ての人の公平な利用に供することは容易なことではないが、設計者・建築主・施設管理者・行政・利用者等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められる。
- ・設計者や建築主・施設管理者は、建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等を十分に考慮して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められる。

② 高齢者、障害者等の対応の考え方

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（以下「バリアフリー法」という。）において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人等、一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も全てバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。このような法的解釈のもとに、全ての人の利用を考えることになる。
- ・バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、2014年の障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）の締結及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)等の関連法制の整備がされたこと、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催への準備等を契機として、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう、「共生社会」の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を図り、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっている。
- ・高齢者・障害者雇用の推進、働き方改革等の取組が進められている中で、高齢者、障害者等の就労環境にも十分に配慮し、共生社会の実現に向けて障害の有無、年齢、性別等に関わらず、多様な働き方が可能となる環境を整備する必要がある。
- ・地方公共団体等では、地域住民の福祉の増進を図る観点から、建築物のバリアフリー化整備を促進するために必要な支援措置の策定や条例の制定、個別の建築物に対するバリアフリー法や福祉のまちづくり条例に係る審査・検査が求められる。また、バリアフリー法の運用にあたって、建築設計標準を参考としつつ、地域の実情や個別の建築物・敷地の形態等の諸条件を踏まえ、適切に建築物のバリアフリー化を推進していくことが求められる。

1. 1 (1) 全ての人に使いやすい建築物の計画、設計について

- ・全ての利用者のうち、特に高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人等については、施設・設備・情報のアクセシビリティ確保のために、その利用特性や多様で幅広い障害特性を理解した上で設計に反映することが必要である。
- ・車椅子使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、車椅子を移動する推進力等によって、利用特性が異なる。
- ・視覚障害者は、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練、就労経験、外出頻度、単独での外出が可能であるか等によって、利用特性が異なる。
- ・聴覚障害者は、ろう者と中途聴覚障害者で手話、筆談等のコミュニケーション手段に相違が見られるが、視覚・光、振動等による情報伝達手段の必要性は共通である。
- ・知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信・入手が不得手な人が多く、静かな環境等が確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある。発達障害者は、年齢や障害の特性により多様な状態像を示し、また、置かれた環境により目に見える困難は異なる。
- ・知的障害者及び発達障害者、精神障害者は、動線・配置や施設運営がわかりやすすくないと、不安を感じることがある。
- ・児童は成人と体格の違いがあり、また、乳幼児は保護者との同伴が必要である。
- ・全ての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、こうした様々な利用者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者、事業者等（以下：建築主等という。）と設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて利用者、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、設計への参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限り全ての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。
- ・また、高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に特に避難上の制約を受けやすいので、建築物の計画に際しては、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等について、特に留意しなければならない。
- ・バリアフリー対応を図るべき利用者に応じて建築物を計画し、設計する側があらかじめ留意すべき点について、以下に示す。

<利用者の特性に対応する建築的対応の考え方>

対象者		建築的対応の考え方
① 高齢者		・加齢による移動の困難、視認性の低下、認知症の発症に伴う記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下等による転倒等の事故を未然に防ぎ、安全性確保（適度な照明、手すり、滑りにくい床材）への配慮が求められる ・機器類の操作性の確保が求められる
② 身体障害者	肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）	・高低差がバリアとなるため、上下移動に対する配慮や、高低差・段の解消が求められる ・スイッチ・ボタン類、機器類の設置位置、操作性の確保等への配慮が求められる ・上肢障害者に対しては、設備や器具等の操作の容易性確保への配慮が求められる
	視覚障害者（全盲、弱視）	・視覚情報を聴覚等の情報として伝達することが求められる ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさ、建物の用途や運営方法に応じた建築的対応、ガイドヘルプ・人的対応等のソフト面での対応が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等や音声誘導装置の適切な配置など、安全性や適切な誘導、注意喚起への配慮が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類等の位置、配置・形状の統一、標準化が求められる
	聴覚障害者（聾者、難聴者）	・音情報を視覚情報として伝達することが求められる ・建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、手話・文字情報、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・ヒアリングループの設置が求められる
	内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門・人工膀胱保有者等）	・腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障害者は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に対する配慮が求められる ・人工肛門・人工膀胱保有者（オストメイト）に対しては、特に便所設備での配慮が求められる（本設計標準では、「オストメイト対応」として記載している）
③ 知的障害者		・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・案内表示には、図記号（ピクトグラム）やひらがなの併記が求められる
④ 精神障害者		・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応が求められるほか、人的対応等のソフト面での対応が求められる場合もある ・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場（部屋やスペース）が必要となる
⑤ 発達障害者		・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・言葉による認知が難しいこともあるため、案内表示には、図記号（ピクトグラム）の併記が求められる ・音や光に敏感な障害でもあるため、外部から音や光を遮り、一人で静かに過ごせる場（カームダウン・クールダウン室）が必要となる ・便所では、保護者等の異性同伴への配慮・工夫が求められる場合もある
⑥ 児童、乳幼児		・成人と体格が異なることから、安全性の確保が重要となる。また低い目線位置からの視認性、操作性の確保への配慮が求められる ・乳幼児は保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者（保護者）への対応が求められる ・特に便所等では、乳幼児連れ利用者の性別によらない配慮が求められる（例：乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台を男女両方の便所または男女共用の便所に設置する） ・ベビーカー利用に対する配慮が求められる
⑦ 妊婦		・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が求められる ・足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しいこと等への配慮が求められる ・休憩できる場、ベンチが必要となる
⑧ 外国人		・情報伝達上の配慮が求められる ・特に建築物の用途、運営方法に応じたソフト面での対応が求められる ・案内表示には、図記号（ピクトグラム）や多言語の併記が求められる
⑨ 上記以外の市民		・身体の寸法には個性があり、また誰にも、けがや病気等によって一時的な障害が生じる可能性がある ・誰にでも使いやすい建築物とするためには、様々な人体特性に留意し、適切な環境整備を行うことが求められる

(2) 建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮

① バリアフリー対応に係る情報提供・予約時の工夫

○ 全ての人に使いやすい建築物の整備を図るためには、施設についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要です。

・高齢者、障害者等が施設を利用する際には、事前に自らが様々なバリアフリーに配慮した施設情報等を確認した上で、障害特性や利用目的等のニーズに応じて、利用できるかを判断し、施設を選択することが必要となる。

・そのため建築主等は、以下の内容について、ホームページ等での情報提供を行う必要がある。

- ・施設全体のバリアフリー化状況と備品等の貸出し状況
- ・車椅子使用者用便房の有無・設置やその寸法等、その他の便房の大きさと各便房が有する設備
- ・車椅子使用者用客室の有無・設置数やその寸法等（ホテル又は旅館）
- ・車椅子使用者用客席の有無・設置数やその寸法等（劇場、競技場）
- ・出入口の有効幅員（店舗等）
- ・可動式の椅子席の有無（飲食店舗）
- ・人的対応等のソフト面の基本的な情報

留意点：便所についての事前の情報提供

- ・全ての人が安心して便所を利用できるよう、施設の特性に応じて、可能な限りウェブサイト等により事前提供することが求められる。
- ・設備の具体的な状況には、設備の概要をわかりやすく示すほか、写真等によって視覚的にわかりやすく伝えることも有効である。（ウェブアクセシビリティに配慮）
- ・大型ベッドやオストメイト用設備等が、当該建築物内にない場合は、近隣の公共的施設等の情報にも容易にアクセスできるよう工夫することが望ましい。

・情報提供手段（パンフレット、ホームページ等）、問い合わせ方法（電話、FAX、Eメール、ホームページの問い合わせ欄等）、予約方法（電話、FAX、Eメール、ホームページの通信欄等）については、複数の手段を組み合わせることが重要である。

・ホームページ等によるバリアフリーに配慮した施設やサービス等に係る十分な事前情報提供と、予約時及び来訪時のコミュニケーションの充実を図ることは、実際の利用時のトラブルの回避につながる。

・情報を発信する場合には、情報が煩雑にならないよう、情報の見つけやすさ、わかりやすさに配慮することが大切である。また例えば、「段差がある」「設備や備品等がある」といった情報は高齢者、障害者等が施設の利用可否を判断する上で重要な情報となる。

・高齢者、障害者等が施設を予約する際には、従業員・職員（以下：従業員等という。）は、どのような配慮を必要とするかについて確認するほか、どのような備品の貸出しや人的対応が可能か等について、Eメールや電話等の手段で説明、又は提案する等、十分なコミュニケーションを図る。

- ・建築主等と設計者は、バリアフリー対応の必要な情報提供項目を十分、理解・意識した上で、建物供用後に施設管理者が利用者に対して適切な情報の提供ができるよう留意しながら、計画・設計に取り組む必要がある。
- ・また、施設のバリアフリー対応の質を高めるためには、利用者のニーズを継続的に把握・蓄積し、改善や改修につなげ、ソフト面の工夫、情報提供内容の充実に活かしていくことが重要である。

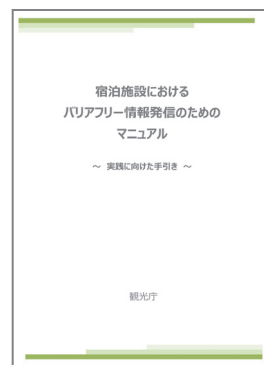
<バリアフリー対応に係る情報提供項目の例（共通）>

対象者	必要な情報の例
① 視覚障害者	・視覚障害者誘導用ブロックの有無 ・点字案内の有無 ・音声案内装置の有無 ・点字メニューの有無（飲食店） 等
② 聴覚・言語障害者	・筆談ボードの有無 ・ヒアリングループの有無 ・手話対応者の有無 等
③ 肢体不自由者、車椅子使用者	・車椅子対応トイレの有無 ・段差の有無 ・車椅子対応エレベーターの有無 ・スロープの設置有無 ・車椅子対応駐車場の有無 ・出入口扉の種別 等
④ 内部障害者	・オストメイト対応トイレの有無 ・ベンチや休憩スペースの有無 等
⑤ 発達障害者	・コミュニケーション支援ボードの有無 ・ベンチや休憩スペースの有無 等
⑥ 知的障害者	・コミュニケーション支援ボードの有無 ・ベンチや休憩スペースの有無 等
⑦ 精神障害者	・ベンチなど休憩スペースの有無 等
⑧ 高齢者	・エスカレーターの有無 ・ベンチや休憩スペースの有無 ・エレベーターの有無 等
⑨ 妊産婦・子供連れ	・おむつ交換台の有無 ・授乳室の有無 ・幼児用便器の有無 ・エレベーターの有無 等
⑩ 外国人	・多言語対応案内の可否 ・多言語メニューの有無（飲食店） 等
⑪ その他	・案内所の有無 ・案内スタッフの有無 ・介助スタッフの有無 等

留意点：宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル

～実践に向けた手引き～

- ・観光庁では、高齢の方や障害のある方が宿泊施設を利用できるかどうかを事前に判断することができるよう、宿泊施設がバリアフリー情報の発信に取り組む実践に向けた手引きとして、情報発信の必要性や取組みの方法を整理したマニュアルを2018年8月に発行した。
- ・マニュアルでは、バリアフリー情報発信の必要性、宿泊施設の情報に対するニーズ、バリアフリー情報発信のポイントがわかりやすく整理されているほか、巻末資料として、宿泊施設のセルフチェック・情報収集のための『チェックシート』が添付されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001250845.pdf>



② ハードとソフトの相互補完

○ 建築主等は、高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、ハードとソフトの両面から利用者の支援に取り組む必要があります。
--

- ・ 全ての人に使いやすい建築物を整備し、管理運営していく上で重要な点は、建築主等の理解である。
- ・ 全ての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフト面の工夫を建築主等が行うことが重要となる。
- ・ ソフト面の工夫として、高齢者、障害者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置（案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等）、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸出し等による支援、建築物のバリアフリー対応に係る情報提供等を総合的に計画することが考えられる。
- ・ 補助犬を利用している方々の施設利用についても、十分に理解し、配慮する必要がある
- ・ 児童や知的障害者等の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある。
- ・ 非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリー対応の観点に基づく情報伝達・避難システムの構築が必要である。
- ・ 整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することが重要である。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることも考えられることから、利用者の意見を聞き、必要に応じてハードとソフトの取り組み内容を改善することを考える。

バリアフリー整備を活かすソフトな取り組み事例 さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

① 経緯

さいたま新都心では1997（平成9）年2月、全国に先駆け「さいたま新都心バリアフリー都市宣言」を行い、学識者・障害者団体等を含めた委員会での検討を経て、公共施設及び民間施設の各整備主体と連携し、ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、ソフト面ではまちづくりボランティア活動によるバリアフリー化を推進することとなった。

ボランティアは「バリアフリーまちづくり」として公募により選考され、事前講習を受けて、2000（平成12）年の街びらきとともにボランティア活動を開始しており、現在（2012）はスタッフ4名（常時2名の2交替）を中心とし、61名のボランティアが活動している。

② 活動拠点

スタッフ及びボランティアは、けやきひろば1階の「ふれあいプラザ」（利用時間10時～18時、12月29日～1月3日を除き無休）に待機しており、依頼があった際には街の案内や身体の不自由な方のサポートを実施している。なお、ふれあいプラザには、休憩室があり、大人用ベッドの他、乳幼児連れ利用者のための設備として「おむつ替え台」、「授乳コーナー」、ミルク調乳用のお湯と電子レンジが利用可能となっている。また、車椅子、ベビーカー、音声誘導端末の貸出しも無料で実施している。

③ 主な活動内容

i) 高齢者や障害者へのサポート

さいたま新都心を訪れる高齢者や障害者の方々へのサポートを行っており、市内のみならず、県外からも、ホームページや口コミで情報を入手して利用される方もいる。

ii) イベントの実施・協力

けやき広場を活用し、誰もが安心して楽しめるような様々なイベントを企画し、実施している。

毎月水曜日に開催される歌声ひろば活動は、懐かしい童謡や唱歌を演奏に合わせて歌うイベントで、500人を超す参加者があり盛り上がりを見せている。

また、七夕飾り活動では、さいたま新都心駅前を中心にボランティアの手作りにより、七夕の飾り付けを行っている。ボランティア利用者、ふれあいプラザ利用者、イベント参加者、近隣の小学校や高齢者、障害者施設の方等の多数の方が書いた短冊をさいたま新都心に飾り付けることにより、まちの賑わいを演出している。

iii) 小学生のバリアフリー社会科見学の対応、体験学習への支援

さいたま新都心には、合同庁舎やスーパーアリーナも立地していることから、社会科見学に訪れる小学校が多く、これら見学への対応においてバリアフリーのまちづくりの取り組みも紹介している。

「バリアフリー」について学習するようになると、学習を深めるためにバリアフリー疑似体験が活用されることも多い。「バリアフリーまちづくりボランティア」では、学校側の目的や実施時間の希望等を踏まえ、バリアフリーに関する理解が高まるようにプログラムのアレンジも行っている。また、見学等に関するボランティアのための共通マニュアルの作成や研修も実施し、スキルアップに努めている。

2011（平成23）年度の実績では、小中学校129 団体（市内89、市外40）が利用した。

iv) インターネットによる情報発信

ふれあいプラザのホームページを設け、活動内容等に関する情報発信を行っている。

④ 実績

街びらきからの約12年間でボランティア利用者数は延べ約9万人（2000（平成12）～2012（平成24）.3）となり、2011（平成23）年度の利用団体数は151団体、利用者数は4,000人となっている。



1. 1 (2) 建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮

③ 利用者特性に応じたソフト面の支援（人的対応、備品の準備）

○ 全ての人に使いやすい建築物の整備を図るためには、施設についてのハード面の整備のみならず、従業員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要です。

ア コミュニケーション

- ・施設管理者、事業者、従業員等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。
- ・案内・誘導等の際には、同行者や介助者に話しかけるのではなく、ご本人としてしっかりと意思疎通を図る。
- ・案内・誘導等の際には、イ、以降のような配慮があることが望ましいが、心身機能や障害の程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせずに、どのような支援が必要かを丁寧に確認する。
- ・また、支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となる。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がける。
- ・安全面で配慮が必要な場合や、利用者の状況やヘルプマークの携帯等により何らかの支援を必要としていることに一早く気づき、利用者に「何かお手伝いすることはありますか」等、声をかけて支援の有無を確認することも必要である。
- ・一方で高齢者、障害者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではない。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となる。

留意点：ヘルプマークについて

- ・ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークである。
例）義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠中の方、一時的な病気の方等
- ・2017年7月に、J I S Z 8210（案内用図記号）が改正され「ヘルプマーク」が追加された。
- ・2020年5月31日現在、東京都のほかに1道2府40県でヘルプマークが活用されている。



助けのしるし「ヘルプマーク」のリーフレット
(東京都)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/helpmarkforcompany/index.html>

障害者差別解消法について

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結（2014（平成26）年1月20日）に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、2016（平成28）年4月1日から施行された。

① 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。

また、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めている。

② 合理的配慮と建築物のバリアフリー化の関係

障害者差別解消法では、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として、バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等の実施（事前的改善）が求められている。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮 （1）合理的配慮の基本的な考え方

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

（参考資料、図の出典：障害者差別解消法リーフレット（内閣府））



イ. 案内・誘導、備品等の貸出しによる利用者支援

- ・施設の利用に際する、高齢者、障害者等のそれぞれの特性に対応するため、ソフト面の工夫として、人的対応による案内・誘導、移動・情報伝達・コミュニケーション支援等の補助のための備品の貸出し等を行う。
- ・貸出し備品等を利用しやすい環境をつくるため、利用者に対する貸出し備品リストの提供等を行う。
- ・貸出し備品は工事を伴う改修と比較して安価に準備できるものも多く、新築時の準備のみならず、既存建築物においても、積極的に活用していくことが望ましい。
- ・以下に利用者の特性に応じた支援の例を示す。

<全ての建築物に共通する支援の例>

共通
・建築物の出入口付近に、来客に対応できる従業員等（案内係・受付係・ドアマン等）を配置する。 ・建築物の出入口付近にほじょ犬マークを表示する。 留意点：補助犬、ほじょ犬マーク ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。 ・2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテル等、不特定多数の人が出入りする民間施設等に、補助犬同伴の受け入れが義務付けられた。 ・ほじょ犬マークは、身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークである。  ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設のエレベーターでは、高齢者、障害者等の安全な誘導等のための人員配置等の、人的対応を行う。 ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことができるよう、準備する。 ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることを検討する。
高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用
・車椅子を貸し出すことができるよう準備する。（貸出し用車椅子は、利用居室への出入りが可能な大きさのものを選ぶとともに、従業員等が、貸出し用車椅子の全幅、利用居室の出入口有効幅員等を把握しておくことも、運用上、必要である。） ・既存建築物等で敷地内の通路や出入口に段差がある場合には、車椅子用可搬型スロープを常備し、従業員等による支援により対応する。 ・既存建築物でやむを得ず、主たる出入口からの入店が困難な場合は、利用者の意向を確認のうえ、段差のない別ルート（搬入口等）からの入店を案内する。

視覚障害者等の利用

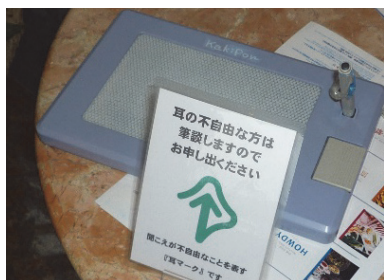
- ・法の義務付け対象とならない小規模な施設で、道等から受付カウンター又はインターホンまでの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しない場合、視覚障害者を誘導する音声案内装置を設けない場合には、従業員等による人的誘導を行う。

聴覚障害者等の利用

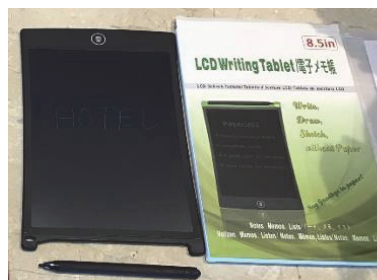
- ・受付カウンター等に、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、タブレット端末等を常備し、「筆談で対応します。」「卓上対話支援機器等の用意があります。」という案内や筆談等の支援に関する表示（耳マーク※1、手話マーク・筆談マーク※2等）を設置する。

※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します。」「筆談で対応します。」という意味のシンボルマーク。（一般財団法人）全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要である。



・筆談ボード（磁気式のメモボード）
・耳マークの表示



・筆談ボード（感圧式の液晶パネル（電子黒板））



・難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口等に設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）



留意点：タブレット端末

- ・視覚障害者等は、スマートフォン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に頼らずに人的対応を行う必要がある場合もあることに留意する。

- ・難聴者等の利用に配慮し、会議室や劇場、競技場等の客席・観覧席、ホテル又は旅館の宴会場等には、聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループ（磁気ループ）システム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を、あらかじめ敷設、又は利用前に床上に敷設できるよう機器を準備する。
- ・聴覚障害者用集団補聴システムを利用するための事前申し込み（施設の事前準備）が必要な場合には、システムの設置や利用等について、施設案内（ホームページ等）や公演等の案内において、事前に利用者に伝える。

知的障害者、発達障害者、精神障害者等の利用

- ・受付カウンター等に、言葉（文字、話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮した図記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備する。（コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。）

留意点：絵記号を用いたコミュニケーション

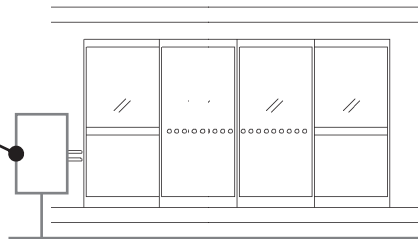
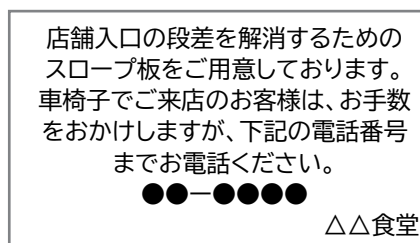
- ・知的障害者、発達障害者は、文字が多いと情報の整理が困難となり不安になるため、コミュニケーション支援ボード等を用いて、絵記号等を指差しすることを基本とし、文字で示す場合には長文は避け、短文とすることが望ましい。

1. 1 (2) 建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮

<店舗における支援の例>

共通

- ・来店者が入店の支援等を求めやすくなるよう、店舗内に通じる電話番号を店頭に表示する。



- ・物販店舗では、レジ付近に人的配置を行い、必要に応じて買い物支援を行う。

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用

- ・既存建築物等で敷地内の通路や出入口に段差がある場合には、車椅子用可搬型スロープを常備し、円滑に使用できるよう配慮する。その上で、車椅子使用者が店舗を利用する際には、従業員による支援により速やかに設置を行う。
- ・テナントが車椅子用可搬型スロープを設置して対応する場合もある。
- ・高齢者、障害者等の買い物やセルフサービス方式の食事の受け取り等を支援する備品を店側で準備し、貸し出す。

留意点：車椅子使用者等の買い物等を支援する備品

- ・買い物の際に、車椅子使用者が買い物かごを膝にのせたり、片手で買い物かごを支えながら車椅子を操作することは難しい。
- ・車椅子使用者の買い物等を支援する備品として、車椅子と連結して使用できる買い物用のカートや、買い物かごやセルフサービス方式等の食事を置くトレイを車椅子に固定するための備品がある。

- ・店舗・テナントビル内に車椅子使用者便房等がない場合、近隣の公衆便所にある車椅子使用者用便房等の情報を利用者に情報を提供できるよう備える。
- ・物販店舗では、手の届かない高い位置や低い位置、深さのある冷蔵・冷凍平台にある商品を取る等、買い物支援を行う。

留意点：文字の見やすさ

- ・車椅子使用者にとっては、高い位置や低い位置の棚の値札が見えづらいことがある。

- ・サービス店舗・飲食店舗で、会計カウンターでの支払いが困難である場合は、客席で会計手続きを行う。
- ・飲食店舗では、可動式の椅子席を用意し、案内する。

視覚障害者等の利用

- ・入店やサービスカウンター等の順番待ちの行列の整理においては、視覚障害者や車椅子使用者等が並びやすいようロープのレイアウト等を工夫するとともに、案内・誘導の人的対応を行う。

留意点：行列の整理

- ・視覚障害者にとって、行列の状況はわかりにくく、またロープによって制限され、行きたい場所に行くことができないことがあるので、適宜、人的対応を行う。

- ・商品名や料金表等の表示は、文字と背景色のコントラストを確保する、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすい表示とし、適切な照明位置とともに一般利用者や車椅子使用者の両者が見やすい位置（高さ）・角度に配慮したものとする。
- ・物販店舗では、定番商品の配置や商品を大きく変えた際には、視覚障害者等に口頭で丁寧に説明する。

視覚障害者等の利用（つづき）

- ・物販店舗では、弱視者（ロービジョン）等が見づらい位置にある商品について説明する等、必要に応じて買い物支援を行う。

留意点：文字の見やすさ

- ・弱視者（ロービジョン）にとっては、値札のデジタル表示が見えづらいことや、定価とは別の位置に貼られた値引きのシール等に気づかないことがある。
- ・弱視者（ロービジョン）にとっては、セルフレジの画面が見づらいことや、操作方法の分かりづらいことがあり、従業員による人的対応が必要な場合がある。

- ・サービス店舗では、自分でサービス内容を選ぶことができるよう、墨字に点字を併記した説明書を準備する。

留意点：セルフサービスを提供する場合の整備

- ・セルフサービスのみを提供する場合には、高齢者、障害者等が操作しやすい位置にインターホン又はハンドセット、呼び鈴を設置する、若しくは見やすい位置に電話番号の表示を行い、従業員を呼び出して支援をお願いすることができるようにする。

- ・飲食店舗では、自分で料理や飲み物等を選ぶことができるよう、墨字に点字を併記したメニューを準備する。また視覚障害者等が来店した場合に従業員が円滑に接遇できるようにする。

留意点：タッチパネル式の注文システム等の導入の注意

- ・文字や画像によりメニューが示されるタッチパネル式の注文システムは、聴覚障害者等にとっては利用しやすいものである。
- ・一方、視覚障害者等には画面が見づらく操作方法が分かりづらいものであり、操作ができず使えない場合もあることに留意し、メニューの代読、食券購入の代行、注文票等の代筆、タッチパネル機器の操作代行等、人的支援を行う。

- ・会計カウンターでは、1点ずつ商品名を読み上げながらレジに打ち込む、合計金額を声に出す、お釣りの存在やカード操作機を手にとってお知らせする、支払いの際にせかささないなど、来店者に応じた対応を行う。

聴覚障害者等の利用

- ・物販・サービス店舗では聴覚障害者等からの要望を伺うために、筆談ボードやタブレット、卓上対話支援機器（雑音を除去し、話す側の声をクリアな音に変換してスピーカーから再生する機器）等を用いて対応する。
- ・飲食店舗における聴覚障害者等からの注文では、メニュー表への指差しによる対応のほか、筆談ボードやタブレット等を用いて、他の利用者と同様に細かい希望（甘口か辛口か等）を聞く対応を行う。

留意点：聴覚障害者等とのコミュニケーション方法

- ・全国銀行協会では、耳の不自由な方や外国人等、話ことばや文字によるコミュニケーションに不安のある利用者のために、銀行の代表的な取引や手続きをデザイン化した「全銀協絵記号デザイン」の使用を推奨しており、このデザインを利用したコミュニケーションボードもある。

知的障害者、発達障害者、精神障害者等の利用

- ・飲食店舗では音や光を遮り、落ち着いて食事ができる等、多様な利用者のニーズに応じて、個室（簡易な仕切りを含む）への案内を行う。
- ・会計カウンターにおいて、現金の取扱いや従業員とのコミュニケーションに不安を有する来店者のため、十分な理解と合意の上で、現金だけでなく、ＩＣカード、スマートフォンの決済アプリ、クレジットカード等、複数の支払い方法に対応できるようにする。

1. 1 (2) 建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮

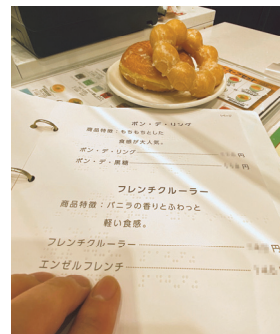
<店舗の貸出し備品の例>

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用	
店舗への 出入り	・車椅子用可搬型スロープ (既製品：テナント側で常備)  ・車椅子用据え置き型スロープ (特注鉄板敷：テナント側で設置) 
店舗内の 移動	・スキップフロアの客席に上がるための車椅子用可搬型スロープ (既製品：店内において席近くに常備)   ・車椅子（店舗内用）  ・車椅子（店舗内用、玄関付近に据え置き） 
買い物 (物販 店舗)	・買い物カートを手椅子に連結するアタッチメント  

視覚障害者等の利用

店員との
コミュニケ
ーション

- ・墨字と点字を併記したメニュー（飲食店舗）



聴覚障害者等の利用

店員との
コミュニケ
ーション

- ・タッチパネル式でのサービス（飲食店舗）



（注文以外に「お皿を下げて欲しい」「注文したデザートを持ってきて欲しい」という項目も用意され、タッチパネル式の利点を最大限活用）

- ・サービス内容の説明や契約等に関する手話サポートテレビ電話（サービス店舗）



- ・タブレット端末を活用した会計・対話



- ・呼出しのための振動器



乳幼児連れの利用

食事

- ・乳幼児用ベッド（飲食店舗）



1. 1 (2) 建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮

<ホテル又は旅館における支援の例>

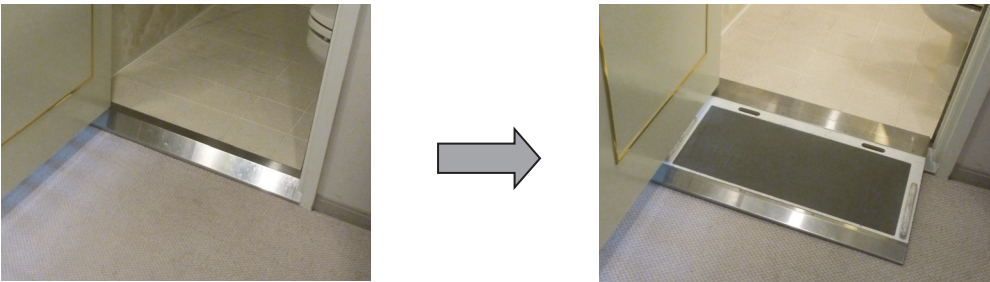
高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用
・客室にシャワー用車椅子、入浴用椅子、バスボード・移乗台、浴槽滑り止め用のマット、補高便座、手すり（工事を伴わないもの）等を貸し出すことができるよう、準備する。（便房、浴室等の備品は、複数の方が同時に利用することにも配慮する。）
視覚障害者等の利用
・フロント等に、点字による施設の利用案内を準備する。 ・着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、カードリーダ認識部の位置等を視覚障害者に説明する。 ・非常時の客室内での対応策や情報伝達手段及び避難誘導について説明する。 ・視覚障害者等が同伴者なく宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内する。 ・視覚障害者等が同伴者なく宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、照明や空調のスイッチ・リモコン等の位置・使い方、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明する等の配慮を行う。 ・客室に大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出す。
聴覚障害者等の利用
・非常時の客室内での対応策や情報伝達手段（設備・機器の説明を含む）及び避難誘導について事前に説明するための説明資料を準備する。 ・避難経路となる廊下や階段等において、夜間や停電等、十分な視認性を確保できない場合も想定し、筆談ボード（蛍光型）等と懐中電灯等、停電時の対応マニュアルを作成する等、避難誘導を容易に行うことのできるように準備する。 ・客室に字幕表示が可能なテレビ、字幕表示ボタン付きリモコンを備える。 ・全ての客室に字幕表示が可能なリモコンを客室に備えることができない場合に、聴覚障害者等の利用時に貸し出すことができるよう、フロント等に字幕表示が可能なリモコンを準備する。 ・室内信号装置（ドアノック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感じて、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュライト）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出す。 ・客室にタブレット端末等を貸し出す。
留意点：ホテル又は旅館におけるスマートフォン・タブレット端末、テレビ、携帯端末等の活用 ・テレビを利用して貸出し備品を表示する、客室に備えたスマートフォン・タブレット端末を利用して、フロントへの緊急連絡や問い合わせ等に文字（メール等）で対応する等の取り組みを行っているホテル等もある。 ・聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。 ・スマートフォン・タブレット端末のアプリ・ソフトの他、音声データを認識することによりIoT家電の操作や情報検索等ができるAIスピーカー等の活用等、今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応を図ることも考えられる。 ・なお視覚障害者等は、スマートフォン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に頼らずに人的対応を行う必要がある場合もあることに留意する。
・難聴者等の利用に配慮し、宴会場等には、ヒアリングループ（聴覚障害者用集団補聴装置）等を、あらかじめ敷設、又は利用前に床上に敷設できるよう機器を準備する。 ・聴覚障害者用集団補聴システムを利用するための事前申し込み（施設の事前準備）のために、システムの設置の有無や利用等について、施設案内（ホームページ等）において、事前に利用者に伝える。
知的障害者、発達障害者、精神障害者等の利用
・多様な利用者に配慮し、フロント等に高齢者、障害者等に、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したわかりやすいイラスト入りの解説図等を準備する。

<ホテル又は旅館の貸出し備品の例>

●フロント・ロビー等における使用備品又は貸出し備品例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用			
館内移動	・車椅子（施設内用）		
	・車椅子（施設内用）及び杖（玄関付近に据置きした場合、直ぐに使用可能）		
	・車椅子用可搬型スロープ		
	・車椅子用可搬型スロープ		

●客室内便所における貸出し備品例

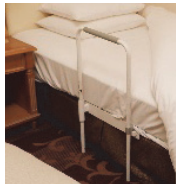
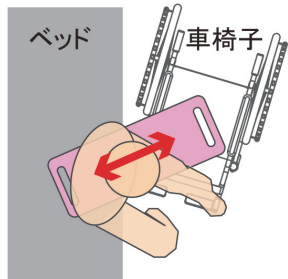
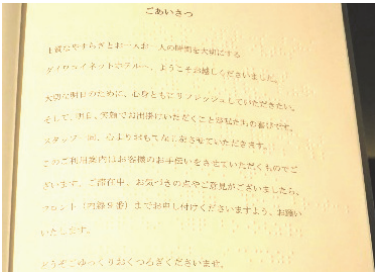
高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用			
便所・浴室等の出入り	・段差解消のための据置きスロープ		
		設置前	設置後
便座への移乗補助	・組立固定式の据置形手すり		
	※これ以外に着脱式手すり、床に置く据置形手すり等がある。	座位を保つための姿勢の安定の補助、便座への移乗補助	 ・腰掛便座の背もたれ ・着脱式手すり

1. 1 (2) 建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮

●客室内浴室又はシャワー室（浴室等）、共用浴室における貸出し備品例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用			
浴室等への 出入り	・シャワー用車椅子（自走式）	・シャワー用車椅子（トイレ兼用型）	
			
座って身体 を洗う	・入浴用椅子（背もたれ有り）	・入浴用椅子（背もたれ無し）	
			
浴槽への 出入り	・入浴台（バスボード、浴槽滑り止めマット）	・浴槽内椅子、浴槽滑り止めマット	
			
	・入浴台（移乗台）	・浴槽用手すり	
			

●客室内ベッドルームにおける貸出し備品例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用			
客室内への 出入り	・上り框用の据え置き型のスロープ（取り付けに際し工事を伴わないスロープ。普段は横の押し入れに収納）    設置前 設置後 押入への収納状況		
就寝	・利用者の要望に応じて設置するベッド（通常は布団敷き）  設置前  設置後	ベッドへの 移乗	・ベッド用補助手すり    ・車椅子からベッドへの移乗の際に使用するスライディングボード（体位変換用ボード） 
視覚障害者等の利用		補助犬ユーザーの利用	
施設利用 案内の把握	・点字を併記した施設利用案内 	補助犬用 用具	・補助犬用マット、水と餌用のボウル 

1. 1 (2) 建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮

●客室内の情報伝達設備の貸出し備品例

聴覚障害者等の利用	
来客、電話、呼出し、非常時のお知らせの情報伝達	・室内信号装置（貸出し）  ・室内信号装置（施設整備） ※左の貸出し備品からの送信でも使用可能  ・室内信号装置（貸出し）  ・ドアノックセンサー（貸出し）  ・文字と絵の表示（貸出し） 
フロント等との連絡、情報伝達	・タブレット、スマートフォン  ・タブレット（客室内設備のコントロール機能付き） 

④ 火災や地震等、非常時の利用者支援（人的対応）

○ 非常時に全ての利用者が安全に速やかに建築物から避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを速やかに伝達することや、円滑な避難を支援する動線やスペースの計画、従業員等関係者による避難支援が必要です。

- ・非常時に全ての利用者が安全かつ円滑に建築物から避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、速やかに伝達する必要がある。
- ・情報伝達、避難誘導、避難支援においては、情報入手が困難な視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、外国人等がいることにも十分に留意する必要がある。
- ・特に避難に時間を要し、避難介助を必要とする高齢者、障害者等に対する避難誘導、避難支援を行うための配慮が重要である。
- ・こうしたことを踏まえ、施設管理者・事業者等は、各地域の災害対策の状況や施設の計画・設計内容を反映しつつ、高齢者、障害者等の避難上の制約を有する利用者を含む全ての利用者に対する、避難・誘導マニュアル等を、予め作成する。
- ・マニュアル等の作成においては、高齢者、障害者等を含む全ての利用者に対する非常時の情報伝達、避難誘導、避難支援のための手段・方法、人的配置・役割分担等を計画する。
- ・建築物に火災等における安全を確保するために一時待避スペースを設けた場合には、避難支援の手段・方法等について、マニュアル等に示すほか、避難訓練時に、車椅子や情報伝達設備等を用いて、高齢者、障害者等の避難誘導の方法等について確認する。
- ・さらに発災時の従業員等だけでは避難支援が困難な場合もあることから、中央管理室又は防災センターの要員や自衛消防組織と連携することや、予め周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等が望ましい。

ホテル又は旅館における非常時の人的対応の例

- ・従業員等は、チェックインの際に、情報伝達手段及び避難誘導について、利用者に十分に説明することが望ましい。又、宿泊する客室の位置について十分に把握しておく必要がある。
- ・マニュアル等の作成においては、従業員等の数が少ない夜間に停電・災害が発生した場合や宿泊客の避難誘導・避難支援が必要な場合に、出勤が可能な従業員等のリスト等の作成、緊急連絡体制・具体的な対応方法を予め検討することが望ましい。

留意点：外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン

- ・消防庁では、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を2018年3月に策定した。
- ・多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。
 1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
 2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
 3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施
- ・また2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本ガイドラインを駅・空港や競技場、旅館・ホテル等の関係施設に周知するとともに、各施設における取組を促していくとされている。
- ・

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/gaidorain.pdf
- ・

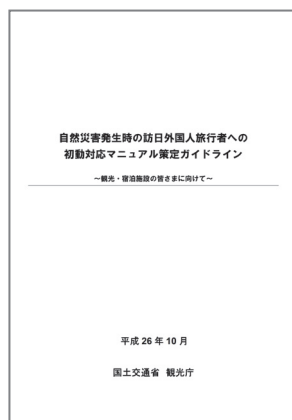
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_21/pdf/leaflet01.pdf
- ・

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/gaidorain_tebiki.pdf

留意点：自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン

- ・観光施設や宿泊施設等が、日本人旅行者に対するのと同程度度の迅速性と正確性をもって、訪日外国人旅行者への情報提供や避難誘導を行うことを目指して、観光施設や宿泊施設が作成している初動対応マニュアルに、訪日外国人旅行者対応を盛り込む際のガイドラインを2014年10月に発行した。
- ・本マニュアル策定ガイドラインは主に自然災害を想定して作成されており、具体的には地震・津波、風水害・火山噴火等を対象としており、訪日外国人旅行者に関する基礎知識、初動対応、平常時からの準備、情報提供、対応マニュアル参考事例集、事前・事後チェックリスト等が示されている。
- ・

<http://www.mlit.go.jp/common/001058526.pdf>



⑤ 従業員等のバリアフリー対応に対する理解の促進

- 従業員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、施設管理者・事業主は、その従業員等の関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう教育訓練を実施する必要があります。

- ・バリアフリー対応を実現していく上で重要な点は、建築主等と従業員等の理解である。
- ・障害に対する理解、物理的なバリアフリー対応と人的なバリアフリー対応の組み合わせ方、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためには、従業員等への教育が不可欠となる。
- ・建築主等は、外国人を含む従業員等が、高齢者、障害者等の利用者特性やニーズ、バリアフリー対応の必要性、当該施設における物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、どのような備品があるか、又その使い方等を十分理解するよう、接遇に関するスタッフ研修を行う。
- ・高齢者、障害者等と共に行う体験学習（ワークショップ）等を通して、建築主等と従業員等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することも有効である。
- ・また、従業員等によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用する。

留意点：高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル 宿泊施設編

- ・観光庁では、観光関連事業における“ユニバーサルツーリズム”への対応必要性の増加を受け、高齢の方や障害のある方などを宿泊施設に迎えるための取組みの第一歩につながる、基礎的な内容を整理したマニュアルを2018年3月に発行した。
- ・このマニュアルでは、ユニバーサルツーリズムの必要性、障害ごとの特性と対応（障害の特性、日常生活で感じる不便、コミュニケーションの基本）、シーンごとの接遇のポイントが、わかりやすく示されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001226565.pdf>

留意点：発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック

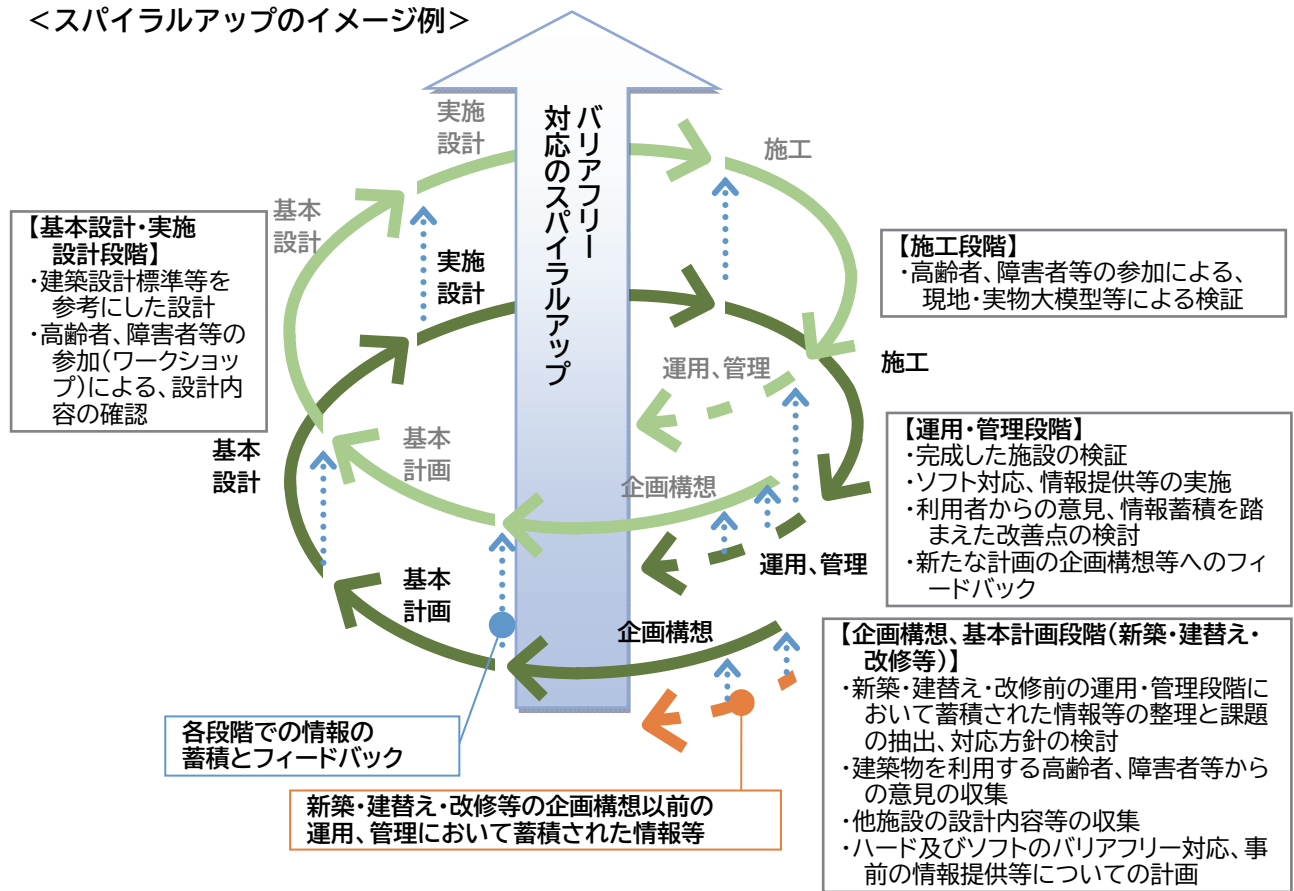
- ・国土交通省では、公共交通機関、公共施設、商業施設などの建築物、公園や駐車場などで利用者に接する方々が、発達障害、知的障害、精神障害のある利用者の困難さを理解し、状況に応じて、適切な対応をするためのポイントを記載した参考書である「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」（平成27年度改訂）を発行している。
- ・このハンドブックには、本ハンドブックの目的、障害の理解、基本の応対（コミュニケーション、パニック時、緊急時）
- ・異常時）、場面ごとの応対、トラブル時の応対、参考資料が示されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>



(3) 計画・設計情報の収集・蓄積と活用（フィードバック）について

- ・「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、適切にバリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する高齢者、障害者等の参加のもとで、利用者の視点で検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・高齢者・障害者等を含む全ての人が使いやすい建築物を整備するためには、計画・設計・施工・完成の各段階において、高齢者・障害者等の参加による検証で得た情報等の収集と蓄積を行い、活用（フィードバック）することが重要となる。
- ・また、施設使用開始後に利用者や施設管理者の意見を聞き、必要に応じて当該施設での改修・改善を行うとともに、これらの過程で得た情報を蓄積し、活用（フィードバック）することが重要となる。利用者個人の経験に係る情報も、重要な設計情報である。
- ・設計者、建築主等と行政には、これらの情報収集・蓄積と活用に努め、次の計画・設計・施工等に反映し、さらに使いやすく、より良い建築物、生活環境の整備に努めることが求められる。
- ・利用者のニーズにきめ細やかに対応した建築物の計画・設計・施工や運用・管理は、こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって達成されるものである。
- ・以下に、スパイラルアップのイメージ例を示すが、個々の施設の特性に応じてどのように実施するかは十分に検討することが必要である。
- ・なお、歴史的建造物の活用・再現等を行う場合、バリアフリー整備と歴史的建造物の価値の保存・継承の両立を踏まえ、現地調査等に基づき条件整理を行った上で、高齢者、障害者等の当事者の意見を聴きながら、バリアフリー化に取り組むことが望ましい。

<スパイラルアップのイメージ例>



留意点：文化財の活用のためのバリアフリー化事例集

・文化庁では、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、2020年以降も見据えたレガシーを創出し、更に多様な文化芸術活動や文化財の保存・活用が行われるよう、「文化芸術立国」の実現を目指し、様々な取組を進めており、平成30年3月に文化財建造物、史跡・名勝の活用のための15施設のバリアフリー化事例集が発行されている。

(15施設)

豊平館	龍安寺
五稜郭跡	大阪市中央公会堂
山形県旧県庁舎及び県会議事堂	
自由学園明日館	旧武藤家別邸洋館
善光寺	平城宮跡
松代城跡 附 新御殿跡	和歌山城
松本城	石見銀山遺跡
清水寺	厳島神社



https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/barrierfree_jireishu.pdf

1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

(1) 建築計画の手順と考え方

① バリアフリー対応の方針を設定する – 施設の事業計画にバリアフリーの視点を盛り込む

- ・高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できる環境整備にあたっては、施設全体の様々なバリアフリー対応を行うこと、施設内の情報伝達手段や用途に応じた貸出し備品等の充実等を図ること、バリアフリー対応に係る情報提供を図ること等が求められている。
- ・このような取り組みは、高齢者、障害者のみならず、全ての利用者にとって、建築物の安全・安心・快適な利用につながる取り組みでもある。
- ・そこで高齢者、障害者等を含む全ての利用者に等しく対応することを原則とし、建築主等と設計者は、バリアフリー対応の方針を事業計画や当該建築物の基本計画・基本設計において設定する。

留意点：バリアフリー対応の方針の設定

- ・建築物の立地条件、用途・規模、新築・改修によって、バリアフリー対応の方法（ハードとソフトの組み合わせ内容）は異なる。
- ・例えばバリアフリー対応の方針において、建築物の全部又は一部をテナント等に賃貸する建築物の建築主・施設管理者・賃貸事業主は建築物の共用部分（テナント等に至る経路や共用の便所・洗面所等）のバリアフリー対応の方針に加え、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することができるよう、貸方基準に店舗内部のハードのバリアフリー化を位置づけることが考えられる。
- ・また入居テナントとなる事業主に対して、賃貸借の際の条件として、高齢者・障害者等の多様な利用を想定したバリアフリー対応を求めることも考えられる。
- ・全ての人に使いやすい建築物を目指し、外部利用者の他に高齢者、障害者等の就労を想定したバリアフリー対応の方針を検討することも重要である。

② 利用者の特性とニーズを把握する

- ・利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映したバリアフリー対応を行うため、事業計画や計画・設計の各段階において、利用者に対して計画・設計への参画を求め、その意見を聴取し、対応を検討する。
- ・計画・設計の各段階においては、建築主等や高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ（実物大の模型・試作）や動作検証を行い、計画・設計に反映することが必要である。

留意点：利用者の特性とニーズの把握

- ・例えば、ホテル又は旅館においては、宿泊客（客室の利用者）となる高齢者、障害者等、宿泊はしないがレストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、共同浴室等を一時的に利用する高齢者、障害者等の意見を聴取することが考えられる。
- ・また劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設においては、客席・観覧席の利用者（観客）となる高齢者、障害者等のほかに、舞台や競技スペースの利用者（演者・競技者等）となる高齢者、障害者等の意見を聴取することが考えられる。
- ・さらに近年は、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備のあり方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずることが求められている。
- ・意見聴取は、意見を計画・設計に反映するための十分な時間的余裕を持つことができるよう、早い段階から行うことが重要となる。
- ・意見聴取の際には、障害者の状態に応じて、ゆっくり話す、手書き文字、筆談・手話通訳・要約筆記を行う、わかりやすい表現に置き換える等、障害特性に合わせた方法で行うことができるよう配慮する。

障害者等の関連団体(14団体)と行ったユニバーサルデザインワークショップ(UDWS)の意見を踏まえたスタジアムのバリアフリー環境の整備:国立競技場

① 経緯

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場の一つである国立競技場の整備計画では、設計から施工段階において、関係者の意見を聴取するため、高齢者・障害者団体及び子育てグループ等の参画を得て、関係者との合意形成を図るべく、設計・施工JVによるユニバーサルデザインワークショップ(UDWS)が開催された。

UDWSでは、設計図による検証に加え、数々の実物大の検証模型やサンプル等も用いて細部にわたり、障害者団体等をはじめ関係者による確認と検証を行うことで、障害者団体等の要望等にも配慮した。

② 実施方法

- ・UDWSの実施主体は、設計・施工JV
- ・発注者はUDWSに参加の上、施設運営の立場で意見調整を実施
- ・テーマ毎にワークショップ形式で意見交換

③ 施工段階のUDWSにおける実物大模型等による検証内容

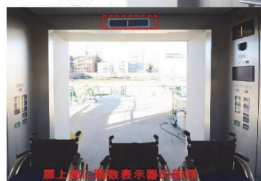
項目	検証内容
外部・内部誘導サイン	・大きさ視認性・表示内容
観客席	一般席の縦通路
	・観客席間の縦通路段鼻色(段差の先端)の視認性
車いす席	・キックガードの設置位置・高さ
	・床仕上げと誘導ブロックのコントラストと視認性
エレベーター	・操作ボタンの設置高さ、鏡の見え方
トイレ	一般トイレ
	・大型便所の折戸の操作性、操作スイッチ等の高さ
アクセシブルトイレ	・各機器の配置と操作性
	・ピクト表示内容・音声案内内容



④ UDWSの意見を踏まえ改善した主な項目

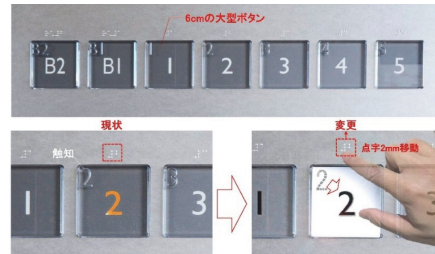
- ・エレベーターの階数表示の配置の改善
- ・エレベーターの階数ボタンの改善
- ・車椅子使用者用トイレの機器の配置の改善
- ・男女共用トイレの付添利用対応(カーテン設置)の改善
- ・車椅子使用者用客席を各層にバランス良く分散。
- ・外部階段の横に、エレベーターやスロープを増設。
- ・外部に補助犬トイレを設置。

等



エレベーター階数表示の配置の改善

- ・車椅子使用者の鏡に反射する視線と、階数表示器の見やすさの検証を行い、側面の表示器以外に扉上部に階数表示器を追加



エレベーターの階数ボタンの改善

- ・階数ボタンの数字のオレンジ点灯表示をボタン全体が乳白に点灯するように改善
- ・小さな数字の浮き文字ボタンを大きくし、かつボタン中央の位置に変更
- ・点字と押しボタンとの同時操作のしやすさの検証により、点字位置を改善



車椅子使用者トイレの機器の配置の改善

- ①上段フック掛けの高さを下げ、手を高く上げることが困難な方へ配慮するよう改善
 - ②下段フックの場所を、車椅子の回転に支障がないように洗面側に移動し、手洗い時の杖置きに使用できるよう改善
 - ③手摺の視認性が向上する色(白⇒ベージュ)に改善
 - ④人体衝突等を考慮し、トイレ内の手摺、フックの形状を丸く改善
- #### 男女共用トイレの付添利用対応(カーテンの設置)の改善
- ・付添者がトイレを利用する際のプライバシーに配慮するため、待機者等の視線を遮るためのカーテンを取り付けられるよう、カーテンレールを設置し、介護などによる異性付添利用に対応(別途工事にてカーテンも設置済み)
 - ・カーテンレールは、付添者が便器に座った位置からでも扉の開閉が分かる位置に設置し、開閉スイッチはカーテンの外側に設置

出典: 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

・新国立競技場整備事業に関する定例フリーフィング 第22回(平成30年1月22日)配布資料

資料3 新国立競技場整備事業施工期間ユニバーサルデザインワークショップ(UDWS)による検証

<https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/briefing/2018/20180122_briefing22_siryouno.03.pdf>

利用者の参加によるバリアフリーデザインの実現：草加市立病院

① 経緯

埼玉県草加市は2003（平成15）年6月に「そうかユニバーサルデザイン指針」を制定し、デザイン制定への当事者の参画等の取り組みを進めている。従来の草加市立病院の移転新築に伴い、この精神に基づいて以前から考慮されていた各種障害者だけでなく、新たに色覚多様性のある人にも配慮した案内表示の設計を実施した。（366床、2002（平成14）年着工・2004（平成16）年夏開業、設計監理：久米設計、サイン工事：プルアンドプッシュ。）

病院では「○色の×番の部屋に行ってください」のように色を用いて患者を検査室や病室に誘導することが多いが、色覚多様性のある人は指示された色がわからずに困難を感じることもある。また、各種の案内表示も従来のデザインでは見づらい場合が少なくない。眼科を持つ総合病院では利用者に占める色覚多様性のある人の割合が一般の施設に比べて高いため、この問題は重要である。

② ゾーン色の制定

そこでデザインの問題に詳しい色覚多様性のある人のグループと協同して、当初のデザイン原案をベースに改善作業を行った。まず、当初は施設を10以上の色に区分する予定だったが、色数が多すぎると区別が難しくなるため、利用者の誘導に必要な十分な要素を考え、診察・救急・検査・東病棟・西病棟・その他の6つの区分（6色）に絞り込んだ。

これらの塗り分けに使う色は、病院では白内障の利用者も多いため黄色と白の識別が難しいことや、弱視やP型（1型）色覚の人には赤が黒に近く見えることを考慮し、橙・緑・水色・青・赤紫・灰色の6色とした。案内地図ではさらに、灰色だけは格子状のハッチングを施すことで“5色+1（模様あり）”とし、明瞭に区別できるようにした。

色覚多様性のある人の色の見分けやすさはわずかな色調の違いで大きく変化するので、実際に案内表示の製作に用いる材料（塩ビシート）の色見本から、各色それぞれについて色調の異なる5種類程度の候補色を用意し、P型（1型）・D型（2型）の強度・弱度の色覚多様性のある人が実際にこれらの色見本を比較することにより、もっとも見分けやすい色の組み合わせを選定した。色の見え方はサイズによっても大きく変化するので、選んだ色を使った原寸大の表示を試作し、見え方を確認した。

また、色が見分けられても色名を誤認する場合が少なくないことや、色の区別がほとんどつかない患者も来院することを考慮し、全ての案内表示に色名を表記した。色名は弱視の人や背の低い人にも見やすいように低い位置に表示し、誰でも読めるようにひらがなにした。色名表記を最初からデザイン要素のひとつとして取り入れることにより、わかりやすさとデザインの統一感を両立できた。

③ その他の配慮点

トイレ個室の空きと使用中を示すドアノブ表示は、標準の赤と緑の組み合わせから赤と青に変更した。男女トイレのピクトサインは朱色と水色の組み合わせにし、案内地図の現在位置表示は、朱色を用いて黒と対比するとともに、枠で囲って他と区別しやすくした。また、サインの掲出高さに注意し、いちばん利用頻度の高い情報が、弱視の人が見やすい高さに来るように配慮した。携帯電話等の禁止標示は、赤の色調に留意するとともに、赤い斜線と外周の回りに縁取りを設けて、黒いサインや周囲の木目に対して分かりやすくした。

一方、車椅子用トイレの扉開閉ボタン、エスカレーターの進行方向を示す電光表示、病室の空調装置のパイロットランプ等は、メーカーから販売されている製品自体に分かりにくい色調の赤と緑が使われていたため、やむを得ずそのまま使用した。今後はこのような製品レベルでの色覚への配慮も望まれる。

④ 作業の流れ

作業の流れ	役 割		内 容
	デザイナー	当事者	
デザイン原案の説明	○	○	当事者グループのうち色彩デザインに詳しい人と面談
設置場所の選定と色数の確定	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり
色見本の提供	○		実際に制作に用いる材料のメーカー作成見本の確認
色の選定と提案		○	当事者グループのうちの数人が、数百の色見本の中から見やすい色の候補をまず絞り込む。ついでより多くの当事者を集めて、どの人にも見分けやすい色を選択
試作品の制作と送付	○		特に重要な代表的箇所についてのみ実施
視認性の確認		○	当事者グループのうちの数人が確認
修正案の作成	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり。配色以外に工夫すべき要素についても相談
報告書の作成	○	○	完工後の資料とする

⑤ 施工結果と課題

実際に誘導表示を設置したところ、同じ色の案内表示でも照明の具合によってかなり違う色に見えることが判明した。色名表記が色覚多様性のある人だけでなく一般の人の誤認防止にも有効なことが示せた一方、今後の建築ではサインと連動した照明計画が必要になることが示唆された。また、公立の病院では職員が定期的に異動してゆくため、当初の設計時に配慮した項目や使用した色に関する情報が、表示の更新や改装工事を行う将来の担当者まできちんと受け継がれてゆく体制の維持も重要になる。（＊この結果、設置された案内表示は、2. 1 4 Gに写真掲載）

③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等への対応を確認する

- ・設計者は、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準及び建築物が所在する地方公共団体が制定しているバリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守し、建築設計標準への対応・整合を検討し、確認する。
- ・建築主等と設計者は、高齢者、障害者等が建築物を利用する際のニーズや、供用開始後におけるバリアフリー対応等の基本的な情報提供の項目、情報提供方法等を十分、理解・意識した上で、設計の与条件（目標）を定め、バリアフリー対応の実現と、施設管理者による適切な情報提供ができるよう留意しながら、設計・計画に取り組む必要がある。
- ・新築・改修を問わず、安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を広範かつ容易に確保するため、空間の効果的な活用方法等、経済性・効率性を加味した建築計画となっているかを確認する。

留意点：利用者の特性やニーズの変化に対応した個別の設定について

- ・バリアフリー法に基づく基準や条例、建築設計標準に掲げられている対応が全てではなく、利用者の特性やニーズの変化に対応した配慮も重要であり、立地や施設ごとに設計者が工夫しなければならないことは多く存在することに留意する。
- ・条例やマニュアル等で設定された「望ましい整備」、「努力基準」等の基準に対応した整備が困難な場合には、その原因・理由を整理し、利用者からの問い合わせに対して、いつでも説明できるようにしておく必要がある。

留意点：バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（バリアフリー条例）について

- ・バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとするとき、建築物移動等円滑化基準に適合することのみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能である。また、必要に応じて対象区域を設定することも可能である。

【用途の追加】

- ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（事務所等）を追加すること

【規模の引き下げ】

- ・義務付け対象規模を、政令で定める規模（床面積2,000㎡）未満に設定すること

【基準の強化】

- ・建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（建築物移動等円滑化基準）に必要な事項を付加すること

- ・ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

留意点：福祉のまちづくり条例等について

- ・ 全ての人が自らの意思で自由に移動できるよう、建築物、道路、公園、交通機関等についてハード・ソフト両面から整備するために、地方公共団体が地方自治法第14条に基づいて、制定した条例である。
- ・ 施設の用途や規模に応じ、福祉のまちづくり条例等に基づく事前協議や届け出が求められる。なお、バリアフリー法と福祉のまちづくり条例に係る行政側の窓口及び申請・届け出先は異なる場合があるので、注意が必要である。
- ・ 福祉のまちづくり条例において、バリアフリー法や条例より高い水準を要求している場合もあり、各地方公共団体の福祉のまちづくり条例等の内容についても十分に理解し、必要に応じて事前協議・届け出等を行う必要がある。
- ・ その他、建築基準法、旅館業法、国際観光ホテル整備法、風俗営業等取締法及び消防法に基づく許可、確認、届出、検査等に際しては、関係機関から指導を受けながら、バリアフリー対応に取り組んでいく必要がある。

④ バリアフリー環境に係る管理計画を作成する

- ・ 建築主等と設計者は、バリアフリー環境の現状及び課題を把握した上で、以下について定めた『バリアフリー管理計画（バリアフリー取り組み計画）』を作成する。

- ・ バリアフリー対応に係るハードとソフトの管理・運営や改善のための検討体制
- ・ 取り組み内容に係る短期・中期的な計画
- ・ バリアフリー対応に係る建築・設備、屋外等の維持保全計画（定期的な点検や修繕に関する計画）
- ・ 災害時の対応策、等
- ・ 施設使用開始後のバリアフリー環境を適切に保つためには、バリアフリー対応に係る建築・設備、屋外等が、適切に維持管理されている必要があり、特に以下についての定期的な点検、継続的な利用のための修繕・交換を計画し実施する。

☐ 主要な経路となる屋内の通路や店舗内の通路にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれ、利用者の通行に支障や危険が生じていないか。（通路に物品が置かれないう、日ごろから整理整頓されているか。）

☐ 物販店舗では、建築物の出入口等に設けるインターホンの周囲にカートや商品等が置かれていないか、車椅子使用者に配慮したサッカー台等の下部に物を置かれていないか。

☐ 視覚障害者誘導用ブロックや手すりの点字表記、屋内外の床材・案内板等が経年劣化していないか

☐ 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている箇所の上に、雨用マット等が置かれていないか。

☐ 案内板や手すり点字表記における室名等の情報は更新されているか。

- ・ エレベーター等、法的に保守点検が必要なものにも十分留意する。
- ・ 利用者ニーズの継続的な把握と、それに基づく段階的な改善の必要性について、あらかじめ実施時期や体制、検討内容が想定されていることが望ましい。

- ・利用者からの意見についてのフィードバックや、管理計画の実施状況等の検証についても計画されていることが望ましい。

参考：ホテル又は旅館のバリアフリー管理計画の項目例

- ①バリアフリー計画の担当者の選定
- ②従業員等に対する障害理解や心のバリアフリー研修の実施計画
- ③車椅子使用者用客室の確保（車椅子使用者等以外への販売時期）計画
- ④客室や設備、貸出し備品等に関する情報提供計画、到着時の館内案内の計画
- ⑤車椅子使用者用客室の維持保全・改善計画（利用者からの意見を収集することを含む。）
- ⑥バリアフリー対応に係る建築・設備、屋外の維持保全計画（防火・避難上の安全を確保するための必要な施設等を含む）
- ⑦緊急時や災害時の情報伝達及び避難誘導、避難支援に係る体制等（地域等との連携を含む。）の計画
- ⑧関連する法の防火・避難の規定への違反の有無及び維持管理の状況（点検）
- ⑨利用者からの意見についてのフィードバック
- ⑩バリアフリー管理計画の実行状況の検証（レビュー）計画

(2) 建築計画の要点

～高齢者、障害者等の利用に配慮した水準から、 より使いやすく快適な水準へ～

① 連続的な移動動線を確保する

- ・バリアフリー法の趣旨に則り、敷地出入口・駐車場から建物出入口、目的となる所要諸室（利用居室：バリアフリー法第18条に規定する不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。）、又は便所までの経路を安全かつ円滑に移動できることが基本であり、原則として、高齢者、障害者等が一般の利用者と同じ経路や出入口を利用できるように計画する。
- ・ホテル又は旅館で重点的に整備すべき移動経路は、道路等や駐車場からフロントを経て客室に至る動線、道路等や駐車場から共用施設（レストラン・食堂や宴会場・バンケットホール、共同浴室、共用便所等）への動線、客室から共用施設への動線である。
- ・劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道等や駐車場から客席・観覧席や楽屋・控室等への動線、楽屋・控室から舞台・競技スペース、客席から舞台等への動線となる。
- ・飲食店舗で重点的に整備すべき移動経路は、道等や駐車場から出入口、待合（会計）を経て、客室に至る動線、客室から便所への動線である。

② 適切な有効幅員、空間を確保する

- ・人体寸法、各種動作寸法、車椅子使用者の動作寸法、介助動作寸法及び利用者数の設定等に基づき、利用状況等を想定し、経路や利用居室内の適切な有効幅員や空間を確保する。
- ・設備機器や什器・家具等の配置は、適切な有効幅員や空間の確保できるように設定する。

③ 認知性（わかりやすさ）と操作性（使いやすさ）を確保する

- ・高齢者、障害者等を含む全ての利用者にとって、わかりやすい動線計画、建築物の全体構成とすることが建築物のバリアフリー化の基本である。
- ・誰もが円滑に移動しやすく、わかりやすい誘導方法（ウェイファインディング）の考え方を取り入れ、目的の場所（室名を記したサインやサインシステム等）、メイン通路（幹線）、目印（現在位置の把握や従業員等による案内のための目印）、内装のしつらえ（サインシステム、照明、床のパターン等による強調）などの構成要素を組み合わせ、人を快適に誘導することができる空間構成とする。
- ・人体寸法、各種動作寸法、車椅子使用者の動作寸法や、高齢者、障害者等の利用特性を考慮し、部品・設備や什器・家具等の寸法や仕様は、使いやすいものとする。

④ 情報へのアクセス手段を確保する。

- ・平面計画をわかりやすい動線計画、全体構成とした上で、高齢者、障害者等が施設利用に必要な情報を得るための手段について検討する。
- ・案内表示はわかりやすさに配慮し、図記号（ピクトグラム）・多言語表記等により、外国人にも配慮したものとする。
- ・聴覚障害者等への情報アクセスのしやすさに配慮し、手話やコミュニケーションの手段となる情報伝達設備や備品を設ける。

⑤ 高齢者、障害者等の選択可能性に配慮する

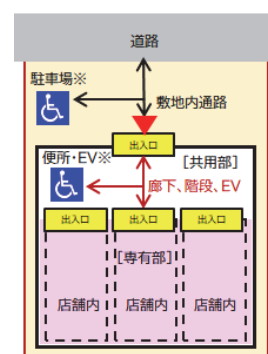
- ・飲食店舗や、ホテル又は旅館の客室、劇場、競技場の客席・観覧席の計画・設計においては、高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に各々の利用特性やニーズに応じた客席、客室を自由に選択できるよう、選択肢を拡充することが重要である。

⑥ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者、障害者等に特別に対応するのではなく、他の利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、多数の人の使いやすさや快適性の向上、建設・運営コストの縮減、空間の効率性確保につながる。
- ・例えば、案内表示をわかりやすいデザイン・色使いとすることは、弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人、発達障害者のほかに、高齢者や子供、外国人の利用者にとっても有効である。
- ・複数の店舗や事務用途等により構成されるテナントビルの共用部分に高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所を設けることは、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することにつながる。

留意点：テナントビルへ的高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所の設置

- ・テナントビルにおいては、あらかじめ共用部分に1以上の車椅子使用者用便所と1以上のオストメイト用設備を有する便所を設けることが、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することと、テナントビル全体の効率性確保の観点から有効である。
- ・既存建築物のテナント内に車椅子使用者用便所を設けようとする、床下の配管スペース確保のために、床を一般部分より嵩上げし、傾斜路を設置する等の工事や費用の負担が必要な場合があり、このことが、テナント内における車椅子使用者用便所設置が行われないことの要因の一つとなっている可能性がある。



- ・飲食店舗の客席を可動式の椅子席とすることや、サービス店舗等にローカウンターと可動式の椅子を設けることは、椅子への移乗やハイカウンターの利用が困難な車椅子利用者だけでなく、歩行困難者や高齢者の使いやすさや快適性の向上につながる。

1. 2 (2) 建築計画の要点

- ・ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室を、車椅子使用者だけでなく誰もが使いやすいようデザインし、一般客室と同等の快適性や魅力を確保することは、当該客室の稼働率の向上につながる取り組みとなる。
- ・劇場・競技場等では、客席・観覧席に可動席スペースを設けることにより、興行の規模や内容に応じて、車椅子使用者をはじめとする多様な利用者の増減に適切に対応することが可能となる。また一度に多くの車椅子使用者が来場することが予想される場合には、仮設の車椅子使用者用駐車施設の設置を想定することも必要である。

⑦ 従業員等の人的配置、ソフト対応等を踏まえて計画する

- ・全ての利用者にとって使いやすい建築物を実現するためには、バリアフリー対応に係る情報提供、高齢者や車椅子使用者等の移動支援や多様な利用者の利用案内・誘導等のための人的配置、備品の貸出し、サービス等のソフト対応（人的な対応）と、それらを実現しやすくするための工夫を取り入れた計画・設計とすることが重要となる。
- ・そのため建築主等と設計者は、バリアフリー対応に係る情報提供項目を十分、理解・意識した上で、建物供用後に施設管理者が利用者に対して適切な情報の提供ができるよう留意しながら、計画・設計に取り組む必要がある。
- ・例えば、ソフト対応（人的な対応）をしやすくする工夫としては、筆談ボードや貸出し備品等を利用しやすい環境をつくるため、速やかに貸出し備品を提供できる収納場所の工夫等を行うこと等が考えられる。

⑧ 高齢者、障害者等の災害時の避難、誘導に配慮する

ア. 避難時の認知性（わかりやすさ）と安全性を確保する

- ・建築物の計画・設計に際しては、非常時において、高齢者、障害者等に対する安全、確実、迅速な避難誘導が可能となるよう、十分に計画に組み込んでおくことが求められる。
- ・高齢者、障害者等を含めた全ての利用者にとって、わかりやすい動線計画（移動経路と避難経路の計画）が避難・誘導計画の基本である。
- ・例えば劇場、競技場で上演中や競技中の客席・観覧席が暗い場合や、大規模なホテルや旅館等の場合、施設規模が大きい場合や施設構成が複雑な場合には、避難経路がわかりにくいこともある。避難時に介助を必要とする高齢者、障害者等は避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることをあらかじめ想定して避難経路の計画を行う。
- ・平時における安全かつ円滑な移動経路等の確保は、非常時の敷地内・施設内事故防止にもつながるものである。また車椅子使用者等のための一時待避スペースの設置、高齢者、障害者等の特性に対応した避難手段（階段・その他の垂直移動方法）の確保、避難設備の設置等においても、きめ細かな配慮が必要となる。
- ・停電・非常時に備えて、非常用自家発電装置の設置により、受付・フロント・ロビーや車椅子使用者用便房等の共用部に、非常用一般電源（空調・照明・電

源等)を供給できるバックアップ計画を検討し、高齢者・障害者等が安心して利用することができる施設とすることが望ましい。

イ. 情報伝達、避難・誘導のための設備を配置する

- ・全ての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者に速やかに伝達する必要がある、特に、視覚障害者や聴覚障害者、外国人等に情報伝達や避難誘導等を行うための配慮が重要となる。
- ・避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、ひらがな、外国語を併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・また避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・建築物を利用する高齢者や障害者等に、情報を伝達できる同伴者がいないこともあることから、非常事態であることを容易に伝達するための様々な設備（音声・文字・図記号・光等）、利用者を速やかに避難階や屋外に誘導するための避難経路の表示や設備（音声・文字・図記号・光等）を設ける。
- ・聴覚障害者等に非常事態の発生を伝えるための手段として、光警報装置の設置のほか、屋内信号装置等の情報伝達設備（貸出し備品）や、緊急時のコミュニケーション手段となる筆談ボード等の備品を準備する。

留意点：ホームページやパンフレットによる情報周知

- ・情報伝達設備を配置するだけでなく、避難経路等に関する情報を掲載したホームページやパンフレットを準備して周知することにより、利用者が施設の利用前や利用中に確認できることにしておくことが望ましい。

留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。
- ・https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/170323yo56.pdf

ウ. 火災時の避難設備・施設を計画する

- ・火災時の避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動することが重要である。
- ・避難経路は二方向を確保するとともに、避難経路の廊下や出入口等には、車椅子使用者等が防火戸等を通過する際に、移動上の障壁となる段差を設けない。
- ・また避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、例えば階数が2以上の劇場、競技場や、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室が設けられた階等には、防火戸等を通過した先に、高齢者、障害者等の一時的に安全を確保するための一時待避スペース（他の部分と防火区画された非常用エレベーターの乗降ロビー、屋内階段や付室、避難バルコニー等）を設けることが望ましい。

1. 2 (2) 建築計画の要点

応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の事例

1. 敷地内の通路におけるバリアフリー対応の事例

(1) 簡易舗装化

車椅子や高齢者の手押し車の円滑な移動を図るため、住戸前通路や敷地内幹線通路及びそこから車両乗降場所に至る通路を簡易舗装化

(2) スロープの設置

敷地と玄関との段差を解消するため、手すり、車椅子の回転スペースや脱輪防止の為に立ち上がり等を備えたスロープを設置

(3) 通路の嵩上げ

住戸の出入口における段差を解消するため、各住戸の出入口が面する通路の嵩上げを実施。嵩上げによる出入口への雨水流入を防ぐため、通路をV字勾配として中央部に排水溝を設置するとともに、透水性アスファルトを採用



(1) 簡易舗装化の実施例



(2) スロープの設置例



(3) 通路の嵩上げの実施例

2. 応急仮設住宅内におけるバリアフリー対応の事例

(1) 車椅子使用者、高齢者等に対する配慮の事例（熊本地震における事例）

熊本地震における応急仮設住宅では、車椅子使用者や高齢者等への対応として以下の配慮がなされている。

《応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の例》

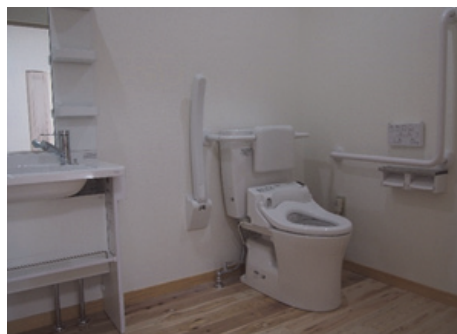
- ① 間取り：3DKタイプの住戸をベースに2DKとして使用
- ② 玄関・トイレ・浴室等の出入口：
車椅子が通過できる有効幅80cm以上確保、段差の解消、引き戸を採用
- ③ 室内空間：キッチンに車椅子の回転スペースを確保
- ④ トイレ・浴室：
手すり等の設置、介助スペースの確保
- ⑤ 洗面台・キッチン：
下部に車椅子使用者の膝下が入るスペースを確保



玄 関



浴 室



トイレ・洗面台



キッチンカウンター

(2) 視覚障害者・聴覚障害者等に対する配慮の事例（東日本大震災における事例）

視覚障害者等への対応として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、聴覚障害者等への対応として玄関チャイムと連動したフラッシュライトの設置が行われている。

※応急仮設住宅におけるバリアフリー対応については、応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめ（国土交通省HP）（<http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf>）も参考となる。

(3) 共通する計画・設計のポイント

・以下に、全ての建築物に共通の計画・設計のポイントを示す。

●全体のチェックポイント

- ・利用者の想定はされているか
- ・屋内の動線計画は、わかりやすいか
- ・道等や駐車場から利用居室、車椅子使用者用便房の間までの主要な経路には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間が確保され、段が設けられていないか
- ・視覚障害者誘導用ブロックの配置は適切か
- ・案内表示・情報伝達設備の配置は適切か
- ・床の仕上げは、滑りにくいものか。
- ・案内板や室名札はわかりやすく、見やすいか
- ・バリアフリー対応に係る情報提供、利用者特性に応じたソフト面の支援、非常時の支援、従業員等のバリアフリー対応に対する理解の促進が考えられているか。

●部品・設備的対応のチェックポイント

- ・誰もが利用しやすい設備が整備されているか
- ・乳幼児のためのおむつ交換場所、授乳スペース等が確保されているか
- ・カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか
- ・非常時の警報・通報、避難設備は設置されているか

■階段・段、傾斜路

- ・階段、段は、事故防止に配慮した仕上げ、形状か
- ・傾斜路は、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状か
- ・傾斜路は、壁のない側への落下防止等に配慮した形状か
- ・段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置が講じられているか

■利用居室の出入口

- ・車椅子使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮した戸の形式か
- ・車椅子使用者の見やすさや、視覚障害者の利用にも配慮した室名表示か

■建築物の出入口

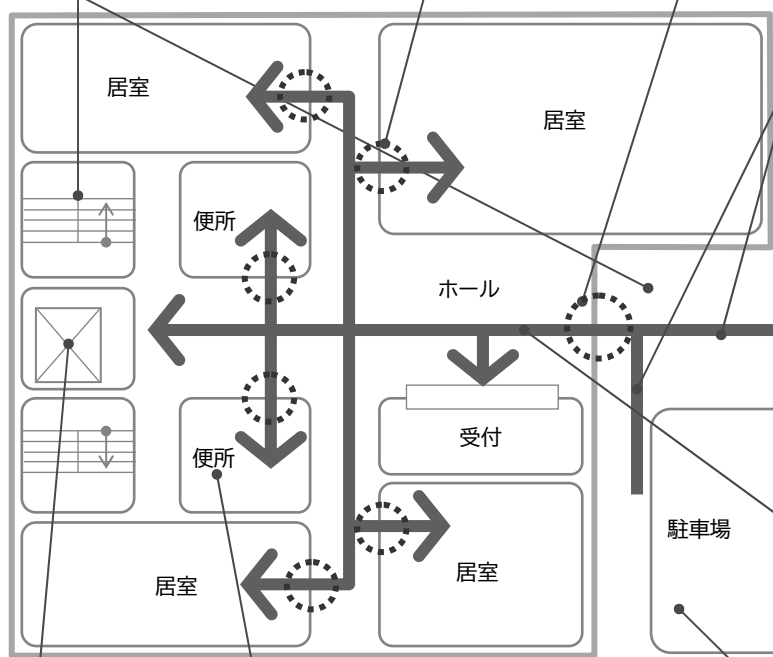
- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるようになっているか
- ・戸の形式は、車椅子使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとなっているか
- ・道等から受付、案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか
- ・利用者が使いやすい受付、案内設備が設けられているか
- ・案内板等は設けられているか
- ・受付での対応やソフト対応に応じた設計となっているか

■敷地内通路

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるか
- ・歩行者と車の動線は分離されているか
- ・道路等から建築物の出入口に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか

■屋内の通路

- ・利用者を利用居室等に誘導するための措置が講じられているか



■エレベーター

- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、必要台数が設置されているか
- ・操作盤等は、車椅子使用者の他、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとなっているか
- ・籠内には鏡や手すりなどが適切に設けられているか
- ・表示板(標識)等が設置されているか

■便所・洗面所

- ・用途や規模、利用者想定に応じた機能分散が図られているか
- ・車椅子使用者便房、オストメイト対応設備を有する便房は設置されているか
- ・各便房の数、広さ、設備は適切か
- ・男女の便房数は適切か
- ・表示板(標識)等が設置されているか

■駐車場

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模に応じた台数の、車椅子使用者用駐車施設があるか
- ・車椅子使用者用駐車施設には、車椅子使用者が乗降するために十分な広さが確保されているか
- ・不正利用を防止する表示板(標識)等が設置されているか

(4) 建築物の用途別の計画・設計のポイント

- ・ 不特定かつ多数の利用者が利用する建築物では、様々な要求を一般化して満たすような配慮を行うことが重要となる。一方、ある程度、利用者が特定される建築物では、利用者特性に対応した設計上の工夫や配慮が求められる。
- ・ 建築物のうち一部を特定多数の利用者が利用し、別の部分は、不特定多数の利用者が利用する場合（例：特別養護老人ホームに地域交流スペースやデイサービスセンターを併設する場合、工場内に就労スペースと見学・展示スペースを併設する場合）もある。このような場合には、施設の利用実態に応じた設計を行うことが重要である。
- ・ 利用者を想定しつつ、施設用途ごとに、規模に応じて次のような点に留意して、設計を行う。また、建築主から設計者への要求水準として考えられる事項でもある。

用途	設計上のチェックポイント
学校	□ 障害の有無に関わらず誰もが学べる教育施設とする他、地域の生涯学習、学校施設の地域開放、災害時の避難所等、コミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする。 □ 災害時に避難所となる学校施設（体育館を含む）には、車椅子利用者用便房をはじめ、公共施設として必要なバリアフリー化が求められる。 □ 参考文献に示した学校施設整備指針、学校施設バリアフリー化推進指針等を参考とする。
病院又は診療所	□ 不特定多数の者が利用する医療施設として、バリアフリー化を充実させる。 □ 高齢者、障害者等にわかりやすい動線計画とする。 □ 施設内のサインやピクトグラムの統一は重要であり、わかりやすさに十分留意する。 □ 文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。 □ 受付には、車椅子利用者が利用できるローカウンターや記載台を設ける。

【参考文献】

- ・ 「幼稚園施設整備指針」（2018（平成30）年3月）（PDF:729KB）PDF
https://www.mext.go.jp/content/1402617_001.pdf
- ・ 「小学校施設整備指針」（2019（平成31）年3月）（PDF:575KB）PDF
https://www.mext.go.jp/content/1414564_001.pdf
- ・ 「中学校施設整備指針」（2019（平成31）年3月）（PDF:614KB）PDF
https://www.mext.go.jp/content/1414564_002.pdf
- ・ 「高等学校施設整備指針」（2016（平成28）年3月）（PDF:1.1MB）PDF
https://www.mext.go.jp/content/1368763_08.pdf
- ・ 「特別支援学校施設整備指針」（2016（平成28）年3月）（PDF:1.5MB）PDF
https://www.mext.go.jp/content/1368763_10.pdf
- ・ 「学校施設バリアフリー化推進指針」（2020（令和2）年12月）
https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_sisetuki-000011936_04.pdf
- ・ 「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（2005（平成17）年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm
- ・ 「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（2007（平成19）年6月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm

用途	設計上のチェックポイント
集会場又は 公会堂、劇場、 観覧場、映画館 又は演芸場	□ 不特定多数の者が利用する公共文化施設としてバリアフリー化を充実させる。 □ 高齢者、障害者等が客席・観覧席の選択ができるように配慮する。 □ 車椅子使用者用客席・観覧席（及び同伴席）やヒアリンググループ（聴覚障害者用集団補聴装置）を設置した客席・観覧席を、複数の位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。 □ 乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮して、気分を落ち着かせる場所として「区画された観覧室（センサリールーム等）」を設けることも検討する。 □ 上演内容等についての音声、文字情報等による情報提供を行う（必要な設備スペースを確保する）。 □ 高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさに配慮する。 □ 2階以上に車椅子使用者用客席がある場合には、災害時の避難に対応した一時待避スペースを設置する。 □ バリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下で、意見を聞きながら整備が行われるよう、バリアフリー対応の検討体制を設ける。
百貨店、 マーケット その他の物品 販売業を営む 店舗	□ 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。 □ 店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。 □ 棚の高さは、車椅子使用者に配慮したものとする。 □ 休憩場所、椅子を適宜設ける。 □ エレベーターは不特定多数の利用者が集中して利用することを考慮し、車椅子使用者やベビーカーの利用者の優先に配慮したエレベーターを設ける。
ホテル又は 旅館	□ 車椅子使用者用客室を設ける。 □ 高齢者、障害者等が利用できる一般客室を設ける。 □ 車椅子使用者用客室の設けられた階には、安全に救助を待つための一時待避スペースを設ける。 □ フロントには、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。 □ レストランや宴会場等を設ける場合は、「飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を参照。 □ 宴会場等を設ける場合には、ヒアリンググループ（聴覚障害者用集団補聴装置）等を設ける。 □ 共同浴室を設ける場合には、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの「車椅子使用者も利用できる浴室（貸し切り浴室）」を設ける。
事務所（官公署を除く）、工場	□ 事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者、障害者等の就労にも十分配慮した計画・設計とする。 □ 車椅子使用者が利用できるエレベーターと車椅子使用者用便房を設ける。
保健所、税務署等の不特定多数の者が利用する官公署	□ 不特定多数の者が利用する公共施設としてバリアフリー化を充実させる。 □ 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。 □ 高齢者、障害者等にわかりやすい動線計画とする。 □ 施設内のサインやピクトグラムの一貫性は重要であり、わかりやすさに十分留意する。 □ 受付には、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。 □ 文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。 □ 庁舎にある議場等には、車椅子使用者でも使用できる議席と高齢者、障害者等が利用できる一般傍聴席（及び同伴席）を設ける。

1. 2 (4) 建築物の用途別の計画・設計のポイント

用途	設計上のチェックポイント
共同住宅、 寄宿舎 又は下宿	☐ 共用部分の設備・空間は、高齢者、障害者等の利用に配慮した計画・設計とする。 ☐ 賃貸住宅にあっては、住戸内部も高齢者、障害者等、居住者の利用に対応できるよう配慮することが望ましい。
老人ホーム、 福祉ホーム その他これらに 類するもの	☐ 入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮し、バリアフリー化を実現する。 ☐ 入所、入居することが想定される高齢者、障害者等の特性に対応した計画・設計とする。 ☐ 介助、介護のしやすさにも配慮した計画・設計とする。
老人福祉センタ ー、児童厚生施 設、身体障害者 福祉センター その他これらに 類するもの	☐ 利用することが想定される高齢者、障害者等の特性に対応した計画・設計とする。 ☐ 特に高齢者の移動、利用に配慮した計画・設計とする。 ☐ 多数の高齢者、障害者等が利用するため、トイレ等利用者同士が重ならない空間、設備計画とする。 ☐ 乳幼児と成人との相違もあることから、保育所等では、利用者特性に十分配慮した寸法・設備等の計画・設計とする。
体育館、 ボーリング場、 水泳場その他 これらに 類するもの	☐ 高齢者、障害者等が、円滑に運動施設を利用できるよう配慮する。 ☐ 車椅子使用者用シャワー室及び更衣室を設ける。 ☐ 客席や観覧席がある場合には、「集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場」を参照。 ☐ 災害時に避難所となる体育館には、車椅子使用者用便房、オストメイト用設備、乳幼児用設備等を設ける。
展示場、 博物館、美術館 又は図書館	☐ 不特定多数の者が利用する公共文化施設としてバリアフリー化を充実させる。 ☐ 展示物、書架等の間の通路は、十分な幅員を確保する。 ☐ 展示室内や順路に段を設けない。（段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。） ☐ 順路には、案内表示・情報伝達設備（音声案内等）を設ける。 ☐ 展示物の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う。 ☐ 休憩場所、椅子を適宜設ける。 ☐ バリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下で、意見を聞きながら整備が行われるよう、バリアフリー対応の検討体制等を設ける。
公衆浴場	☐ 浴室、脱衣室等の出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。 ☐ 車椅子使用者が利用できる洗い場・浴槽を設ける。 ☐ 滑りにくい床材を使用する。 ☐ 水栓器具は、操作が容易なものとする。 ☐ 脱衣室には、車椅子使用者のための脱衣スペースを設ける。 ☐ 脱衣室のロッカーは高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。

用途	設計上のチェックポイント
飲食店又は キャバレー、 料理店、 ナイトクラブ、 ダンスホール その他これらに 類するもの	☐ 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。 ☐ 店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。 ☐ 高齢者や車椅子使用者の利用に配慮し、可動式の椅子席を設ける。 ☐ 車椅子使用者用便房を設ける。 ☐ セルフサービスの場合には、文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。 ☐ 1階が駐車場のみで2階が飲食スペースの場合には、車椅子使用者用駐車施設を設け、かつ車椅子使用者が利用できるエレベーターを設ける。
理髪店、クニ グ取次店、質 屋、貸衣装屋、 銀行その他 これらに類する サービス業を 営む店舗	☐ 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。 ☐ 店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。 ☐ 文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。 ☐ 受付には、車椅子使用者が利用できるローカウンターや記載台を設ける。 ☐ 車椅子使用者に配慮した待合スペースを設ける。
自動車教習所 又は学習塾、 華道教室、囲碁 教室その他 これらに 類するもの	☐ 自動車教習所には肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける。 ☐ 自動車教習所では、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する。 ☐ 学習塾等では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害のある児童・生徒の学習環境の整備に配慮する。
公衆便所	☐ 1以上の車椅子使用者用便房は男女共用とし、大型ベッドを設置する。 ☐ 複数の便房がある場合には、オストメイト用設備、乳幼児用設備は、車椅子使用者用便房以外の便房に設置する。 ☐ 規模や立地に応じて、複数の車椅子使用者用便房等を設置する。
公共用歩廊	☐ 建築物と公共用歩廊の管理者が異なる場合には、設計と管理運営の両面から調整し、施設境界部に段差がある場合には段差を解消し、誘導方法等を統一する。 (公共用歩廊は、一般的に建築物(駅舎を含む)から建築物へと移動するための経路である。)
歴史的建造物	☐ 歴史的建造物を保存・再現する場合におけるバリアフリー整備の在り方については、高齢者、障害者等の参画の下で意見を聞きながら、整備が行われるよう、バリアフリー対応の検討体制等を設ける。 ☐ 類似建造物のバリアフリー対応に関する調査を行い、課題を把握して今後の整備に活かす。 ☐ バリアフリー整備と歴史的建造物の価値の保存・継承の両立を踏まえ、バリアフリー対応を行う。
附属する駐車場 施設(路外駐車 場)	☐ 駐車場の規模にかかわらず、車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ☐ コインパーキングの車椅子使用者用駐車施設は、フラッパーゲートでの出入管理又は駐車車両前面でフラップが跳ね上げてロックする等の工夫を講じる。 ☐ 車椅子使用者等が利用できるよう、高さ等に配慮した清算機を設ける。

(5) 改善・改修のチェックポイント

① 改善・改修の目標設定と事業計画の検討

- ・既存建築物の改善・改修においても、基本的には新築と同様のバリアフリー化が達成されることが望ましい。
- ・既存建築物の場合には、新築とは違い、施設の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズや課題がどこにあるか等について事前に把握することができる。現状及び課題を十分に把握した上で、改善・改修の目標を定めることが重要となる。
- ・改修・改善等については、段階的・継続的なバリアフリー化改修・改善を計画し、複数年をかけて既存建築物のバリアフリー化の目標を達成することも考えられる。
- ・改善・改修の計画・設計にあたっては、国や地方公共団体によるバリアフリー化のための改修等の支援事業の活用も検討する。
- ・面積や構造の制約により、バリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的に対応する部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっても、基本的なバリアフリー対応にはハード及び備品等の貸出しで対応することとし、その上で、高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や利用者への個別サービスのあり方（合理的配慮を含む）を検討する。
- ・一般客室2室の1室化による車椅子利用者用客室等への改修等、客室数の減少や客室面積の増加（客室の価格の増加）等を伴う改修・改善や大がかりな改修・改善の実施については、経営上の視点、個別対応の視点も取り入れて検討することが必要となる。
- ・いずれにしても新築と同様、利用者や施設を管理運営する従業員等の意見を十分にくみ上げることが必要となる。

② 計画・設計及び工事の実施

- ・出入口の段の解消が困難な場合や、通路（廊下）や利用居室の床の段差の解消が困難な場合には、傾斜路やすりつけ板、段差解消機を設けることが考えられる。
- ・またエレベーターの設置が困難な場合には、段差解消機を設けることが考えられる。
- ・段差解消機については、2. 1 4 B. 1 段差解消機を参照。
- ・改善・改修によって必要な有効幅員や空間の確保、便房や浴室等の設備設置を行う場合には、構造躯体の状況（柱梁・構造壁の配置、床の構造、階高寸法・梁下寸法等）や既存設備配管の位置・状況等について、事前に十分な調査・検討を行う必要がある。
- ・あわせて設備等の建築基準法や関係法令への適合について、十分に検討する必要がある。
- ・施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、一時的なバリアフリー動線を確保し、できる限り利用者に影響しないよう、仮設施設の設置、工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。